

平成24年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

個表1

防災対策部	1
戦略企画部	11
総務部	17
健康福祉部	40
環境生活部	74
地域連携部	95

個表2

農林水産部	109
雇用経済部	153
県土整備部	171
出納局	206
企業庁	212
病院事業庁	225
議会事務局	239
人事委員会事務局	245

個表3

教育委員会事務局	246
警察本部	291

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進)</p> <p>(1) 三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、科学的知見や教訓を生かした地域防災計画等の抜本的な見直しが必要となっている。</p> <p>また、国の新たな地震対策の方針を踏まえ、社会基盤に係る事業やソフト事業等を含めた総合的な対策となる、新たな地震対策行動計画の策定が課題となっている。</p> <p>「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しや、地域防災計画を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定にあたっては、これまでの大災害で明らかとなった課題や問題点を踏まえ、国の動きを注視しながら、新たに設置した「防災・減災対策検討会議」での審議内容や関係機関等の意見を参考に、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 24 年 5 月に県防災会議を開催し、「三重県地域防災計画(震災対策編)」を抜本的に見直し、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」とする方向性を定め、具体的な作業に着手しました。</p> <p>(2) また、同計画の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定に向けて、平成 24 年 4 月に、県防災会議の部会として、学識経験者や市町、防災関係者等で構成される「防災・減災対策検討会議」を設置し、基本的な方向性について議論しました(5 回開催)。さらに、市町との意見交換会を 11 月(6 回開催)と平成 25 年 2 月(7 回開催)に実施したほか、学識経験者を交えての庁内検討ワーキンググループを 8 月に設置し横断的な検討を行いました(21 回開催)。</p> <p>なお、国においても、南海トラフ巨大地震にかかるモデル検討、対策検討、被害想定等が進められていますが、当初予定を大幅に超過して作業進捗が遅れている状況です。この進捗の遅れは、本県の対策にも影響を及ぼすものですが、国の想定が出揃うのを待つのではなく、並行して平成 25 年度においても継続して検討を進めることとしました。</p> <p>(3) 平成 23 年度に実施した、県内コンビナート企業の地震・津波対策の実態調査により抽出した課題やコンビナート事業者との意見交換及び国の地震・津波対策に係る検討結果を踏まえ、5 月に開催した三重県石油コンビナート等防災本部員会議において、災害発生時の活動体制や特定事業者の予防対策の一部修正を行うとともに今後の見直しの方向を示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 国の防災基本計画の修正や南海トラフ巨大地震対策の方向性、「防災・減災対策検討会議」をはじめとする様々な検討場面での意見等を踏まえ、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の平成 25 年修正に向けた課題抽出を行い、具体的な見直し作業を進めました。</p> <p>(2) また、「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成 25 年 3 月に中間案をとりまとめました。</p> <p>(3) 三重県石油コンビナート等防災計画の一部修正の内容や今後の見直し方向及び対策の実施について、関係事業者と意見交換を行うとともに、一層の取組を要請しました。石油コンビナートでは、津波に対する避難や停止基準等のマニュアル整備、通信設備確保等の取組が始まっています。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」、「三重県新地震・津波対策行動計画」を、「災害に強い三重づくり」の共通指針としていくため、それぞれの計画を成案化し、県民、事業者、地域、関係機関への周知を図りつつ、新たな防災・減災対策を推進していきます。</p> <p>(2) 南海トラフの巨大地震による震度分布や津波高の推計結果が公表されたことから、当該巨大地震を念頭においた石油コンビナート防災アセスメント調査を実施し、三重県石油コンビナート等防災計画等の見直しを進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (災害対策本部機能の充実)</p> <p>(2) 災害対策本部の体制については、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、県災害対策本部の活動を検証するなかで組織体制の見直しを行い、平成 23 年度に所要の規則等を整備している。</p> <p>現在、新体制における所掌事務の明確化等を整備中であるが、新体制での活動実績や図上訓練等での内容を積極的に検証し反映させるとともに、災害対策本部地方部のあり方についても、通常時から、地域内での横断的機能を持つ総合的な防災・危機管理機能の中核を担う体制となるよう、関係機関等の意見も参考に検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 災害対策本部新体制については、所掌事務の明確化等を図るため、各部局との意見交換等を行うとともに、図上訓練等とおして各部隊における活動内容等の検証を進めてきました。</p> <p>(2) 地方部（地方災害対策部）については、平成 23 年度に見直された本庁の災害対策本部組織との整合を図りつつ、地域機関の見直し状況を踏まえながら、地方部の役割や組織について検討を進めてきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 新体制における各部隊の所掌事務については、各部隊を構成する部局との意見交換等を行うことにより、災害時における事務の明確化を図りました。また、必要な要員については名簿の整備を行いました。新体制については、各部隊ごとの機能別図上訓練を年 3 回、総合的な図上訓練を年 2 回実施し、災害応急対策活動に対する熟度の向上を図るとともに、活動の検証を行いました。</p> <p>(2) 新体制における派遣班については、図上訓練での検証と併せて、台風第 4 号、第 17 号の実災害での検証も行いました。また、「緊急派遣チーム」を創設しました。</p> <p>(3) 地方部については、県民センター等の意見も踏まえながら、地方部の役割や組織について検討を進め、地方部長を中心に、本庁の災害対策本部と連携して災害応急対策活動が実施できる体制を構築しました。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度以降は、本庁と地方部の災害対策本部新体制について、図上訓練等で熟度の向上を図るとともに検証を行うことで、更なる体制の整備と活動要領等の改訂、整備に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(1) ガス関係手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理を失念し、調定が翌年度になった。</p> <p style="text-align: right;">(伊勢県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>証紙の実績報告は1ヶ月分をまとめて翌月に登録していることから入力漏れが生じたと考えられるため、事業者からの申請があり証紙の消印を行った場合は、補助簿に記入し、翌月の財務システムへの証紙実績入力は補助簿をもとに行うこととしました。併せて複数の職員で入力等の確認をすることとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>補助簿での管理、複数の職員による確認を行った後は、入力漏れ等は発生していません。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き補助簿を利用した管理、複数の職員による確認を行います。 記載漏れのない様、適正に処理を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【東日本大震災被災地支援に係る学校給食用食材輸送業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事前検査が必要な内容を一覧表に整理し、全職員に周知するとともに、契約担当者と経理担当者等複数職員による確認を行い、検査漏れ防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事前検査について、職員の意識付けを行ったことにより、再発防止につながっています。</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、出納局事前検査について、適切に処理するよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【地域減災力強化推進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書が提出期日までに提出されていないものがあった。 <p style="text-align: right;">(桑名県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>交付要領等に基づく正しい事務処理の周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>申請者から期限後に提出されることなく、適切に処理されています。</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>申請者と情報共有を行い適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【北海道国民保護共同実動訓練】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (防災対策部)</p> <p>(2) 【第1級陸上特殊無線技士講習】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (防災対策部)</p> <p>(3) 【災害対策本部、危機管理体制調査】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (防災対策部)</p> <p>(4) 【宮城県災害対策本部への現地支援調整要員派遣】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (桑名県民センター)</p> <p>(5) 【第17回全国女性消防団員活性化香川大会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (桑名県民センター)</p> <p>(6) 【東北地方太平洋沖地震に伴う派遣】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津県民センター)</p> <p>(7) 【宮城県現地支援調整員派遣】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津県民センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) 件名等未登録の復命書について、総合文書管理システムへ登録を行うとともに、職員へシステム登録の徹底を周知いたしました。</p> <p>(4)(5) 復命書の総合文書管理システムへの登録について、職員への徹底を行いました。</p> <p>(6)(7) 簡易決裁用紙による復命書の決裁方法を総合文書管理システムによる決裁方法に改め、各課単位で復命書の簿冊に綴ることにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 総合文書管理システム登録を徹底したことで、適切な公文書管理が図られました。</p> <p>(4)(5) 職員への周知徹底を図ったことにより、登録漏れがなくなり、適切に処理されています。</p> <p>(6)(7) 総合文書管理システムによる復命書決裁にしたため、文書の登録漏れがなくなり適正な文書管理を行うことができました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(3) 今後も適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>(4)(5) 復命書等の総合文書システムでの登録について引き続き職員に徹底を図ってまいります。</p> <p>(6)(7) 平成24年度と同様、総合文書管理システムによる復命書決裁を実施し、適正な文書管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>															
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により車載型防災無線装置が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 金品亡失</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(3) 公用車の損傷（修理代 88,126 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(5) パソコンの損傷（修理代 40,425 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(7) 紀伊半島大水害による車載型防災無線装置の損傷（廃棄：取得価格 1,122,720 円）</td> <td>（熊野県民センター）</td> </tr> </table>		(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）	(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）	(3) 公用車の損傷（修理代 88,126 円）	（防災対策部）	(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）	(5) パソコンの損傷（修理代 40,425 円）	（防災対策部）	(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	（防災対策部）	(7) 紀伊半島大水害による車載型防災無線装置の損傷（廃棄：取得価格 1,122,720 円）	（熊野県民センター）
(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）														
(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）														
(3) 公用車の損傷（修理代 88,126 円）	（防災対策部）														
(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）														
(5) パソコンの損傷（修理代 40,425 円）	（防災対策部）														
(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	（防災対策部）														
(7) 紀伊半島大水害による車載型防災無線装置の損傷（廃棄：取得価格 1,122,720 円）	（熊野県民センター）														
<p>講じた措置</p>															
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2)(4) 狭隘な場所に進入した防災啓発車が、安全監視員との確認不足や安全監視員がいない時に車両を動かしたことによる安全確認不足により壁面等に接触させたものです。よって、車両の運行にあたって、安全監視員配置の徹底、また、目視による安全確認の徹底を図りました。</p> <p>(3) 国道を走行中に、フロントガラスに前方から飛び石のようなものと接触しフロントガラスに亀裂が生じたものであり、発生を回避することは困難であったものと思われませんが、今後とも安全運転に努めるよう、職員に周知しました。</p> <p>(5) 飲み物がパソコンにかかり、キーボードの一部が操作不能になったものです。今後、同様の事例が発生することのないよう、職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>(6) 職員がパソコンを蓋閉じして退庁しましたが、その後パソコン上に決裁書類等が積み、その重みによる圧力により液晶画面が損傷したものです。今後このような事例が発生しないよう、職員に対し物品の丁寧な取扱いについて、注意喚起いたしました。</p> <p>(7) 紀伊半島大水害では、川の氾濫により熊野庁舎敷地が浸水するというこれまで経験したことのない状況になりました。水位の上昇が急激であったため、職員の安全確保の観点から公用車を退避させることが困難であったことにより、公用車に積載していた車載型防災無線装置を損傷（廃棄）することになりました。</p> <p>このような集中豪雨や今後発生が予想されている南海トラフ上の大地震に伴う津波による同様の水没を防止するため、無線機の車載をやめ、水没の恐れのない執務室に充電機を購入して常置し、必要時に現場に持ち出す体制となる予定です。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2)(4) 防災啓発車の運行にあたっては、安全監視員と互いに声かけ等を行い、目視による安全確認を行うことで、安全運転に対する意識の向上を図ることができました。</p> <p>(3) 職員への安全運転に係る意識付けが図られました。</p> <p>(5)(6) 物品の取扱いや管理についての意識付けが図られ、同様の損傷事例は発生していません。</p> <p>(7) 防災無線機を適切な場所に常時配置することができます。</p>															
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(6) いずれの金品亡失事案につきましても注意不足が原因であり、金品の損傷や交通事故の未然防止を図るためには、物品管理や安全運転に対する日頃からの意識の醸成が重要であることから、節目ごとに部内会議等を通じ県有財産の適正な管理意識や交通安全意識についての注意喚起を行うなど、日常的な意識付けにより、金品や公用車の損傷事故の防止を図っていきます。</p> <p>(7) 防災無線機の適切な維持管理に努めていきます。</p>															

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失報告書の提出が遅延しているものがあつた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>紀伊半島大水害では、川の氾濫により熊野庁舎敷地が浸水し、公用車とともに車載の防災行政無線機も水没により 2 台の車載無線機が使用不可となりました。</p> <p>今回の金品亡失報告書が遅延したことについては、発災当初からの救援物資、救急、救命対応、被災地・被災者支援、避難所状況等種々の災害対応を優先したことによります。</p> <p>改めて、速やかな報告が行えるよう県民センター内の事務管理体制を整理確認し、事務処理の徹底を職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>以後、金品亡失報告書の提出遅延は発生していません。</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>金品亡失報告について、速やかに報告を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 226,800 円）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 556,500 円）</p> <p style="text-align: right;">（防災対策部）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 用務からの帰路、前方不注意により、交差点で信号待ちのため停車中の車に衝突したものであり、職員に向けて運転中の注意義務を徹底しました。また、外部講師を招いて開催された「安全運転講習会」を受講しました。本講習を受けて、防災対策部の職員を対象とした交通安全研修を実施しました。</p> <p>(2) 防災啓発車が通行可能かを確認するための道路調査時、職員の安全確認不足により建物及び車両に物損被害が発生したものです。事故発生後、狭隘部への進入の際は、安全監視員配置の徹底、職員同士による県内狭隘部等の危険箇所の再確認及び情報共有の実施をしたところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の向上が図れました。</p> <p>(2) 防災啓発車の運行にあたっては、安全監視員と互いに声かけ等を行い、目視による安全確認を行うことで、安全運転に対する意識の向上を図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の向上を図るために、日頃からの意識の醸成が重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じて交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。</p> <p>(2) 今後も県内狭隘部等の危険箇所を職員間で情報共有するとともに、安全監視員 1 名以上の配置を徹底し、事故防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 3 法人が未移行となっている。移行期間の終了（25 年 11 月 30 日）までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部所管法人については、平成 24 年度中に 3 法人とも移行認可申請書の提出があり、三重県公益認定等審議会へ諮問を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>諮問の結果、3 法人とも、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を得たことから、一般社団法人又は一般財団法人として認可しました。</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>移行法人において公益目的支出計画に基づく事業が適切に実施されるよう、必要な支援等を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (情報公開・個人情報保護制度の適正な運用に向けた取組)</p> <p>(1) 港湾改修工事において、外部有識者を交えた県の調査により、情報公開の際の公文書の書換え等が明らかとなった。 今回の事案を踏まえ、制度面、体制面について、さまざまな観点から見直し等を行い、職員一人ひとりが情報公開・個人情報保護の重要性を認識することにより、県行政の透明性をさらに高め、県民の県政に対する信頼回復に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱の全部改正 情報公開・個人情報保護制度について、職員が一層理解を深めるとともに、各所属において制度の適切な運用が確保される仕組みづくりが必要であることから、三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱（以下「推進要綱」という。）の全部改正を行い、11月1日から施行しました。</p> <p>主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・個人情報保護事務に関する責任の所在を明確にし、適正な事務処理を確保するため、所属の長（本庁課の課長又は地域機関の長）が責任者であることを明文で規定する。 ・情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図り、所属職員に対する指導及び所属における体制を強化するため、情報公開・個人情報保護制度推進員（以下「推進員」という。）は原則として副課長相当の職にある者（地域機関にあっては相当の職にある者）を充てる。 ・推進員の事務として、職員に対する指導及び研修を追加する。 <p>(2) 情報公開・個人情報保護及び公文書管理に関する研修 情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理についての知識と意識の向上を図り、適切な制度運用を行うため、法務・文書課と協力して、推進員及び文書主任等を対象に研修を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 11月 ・開催場所 県庁周辺（5回）、各総合庁舎（7回） ・受講者 538人 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進要綱の改正により、各所属における情報公開・個人情報保護制度の運用体制が強化されました。 ・全ての推進員が情報公開・個人情報保護及び公文書管理に関する研修を受講し、伝達研修が全所属において実施され、職員の知識と意識の向上が図られました。
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>情報公開・個人情報保護制度について、改正推進要綱を的確に運用し、制度の機能強化に努めます。また、職員研修の実施等により、条例等の諸規程や事務の手引等の趣旨・内容を徹底するとともに、職員の情報公開・個人情報保護に対する意識を高めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (戦略的・効果的な情報発信) (2)「県政だより みえ」や新聞・ラジオ・テレビ・ホームページ等の広報媒体を用いて、県の施策や事務事業等の県政情報の提供に努めている。 しかし、情報通信技術等の進展に伴い県民の情報入手方法が多様化してきたことから、広報媒体の充実を図るとともに、それらの広報媒体も活用した戦略的かつ効果的な情報発信に努められたい。 (戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 県政に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため、広報紙「県政だより みえ」、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど各種広報媒体の特性を踏まえた広報活動を行いました。 さらに、三重県ホームページのリニューアルやツイッターやフェイスブックの活用を図るなどインターネット広報の拡充やフリーペーパーによる県政情報の提供を行いました。 また、協創の成果を県民の皆さんに届ける広報活動、県民の皆さんの声を県政に生かす広聴活動を強化していくため、平成 25 年 2 月に広聴広報の基本的な考え方の明確化と共有を図るため、「三重県広聴広報基本方針」を策定するとともに、基本方針に即した職員の実践ツールとして広聴広報ハンドブックを同年 3 月に作成しました。</p> <p>2 取組の成果 これまでの各種広報媒体を活用した広報活動に加え、三重県ホームページのリニューアルやインターネット広報の充実、フリーペーパーの活用、ポスター・チラシのコンビニ配布など、これまでの手法にとらわれない多様な手段による広報活動を進めました。 「三重県広聴広報基本方針」に基づき、広報活動を戦略的、効果的に実施するための年間広報計画や、職員一人ひとりの広聴広報取組を促進するための広聴広報ハンドブックを作成し、職員ならびに県庁全体の情報発信力の強化と県民の皆さんの声を聴く力の底上げに向けての取組を開始しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>1 「三重県広聴広報基本方針」に基づく取組の推進 「三重県広聴広報基本方針」に基づく取組として、より戦略的かつ効果的な情報発信につなげていくため、年間広報計画に基づき、それぞれの広報媒体の特性に応じて、適時かつ的確に情報発信を行うとともに、広聴広報ハンドブックを活用し、職員の広聴広報に対するマインドや実効性を一層高めていきます。</p> <p>2 多様な広報手段による情報発信 インターネット社会の進展、地上デジタル放送の導入など、県民の皆さんの情報入手手段が多様化していることから、今後とも、これまでの広報媒体の活用に加え、インターネット広報の充実など多様な手段による広報活動を進めていきます。また、県民ニーズに応じた情報発信を進めていくため、「県政だより みえ」の配布方法についても、インターネットや地デジのデータ放送等の活用も含め、総合的な視点から検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【みえ県民意識調査及び分析業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品納入後に提出を要する「検査申出書」が、提出されないまま検収されていた。 ・ 委託者及び受託者が双方立会いのもと完了検査を行うべきところ、これを行った旨の検収記録がなかった。 <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>業務受託者に対して、成果品納入後に提出を要する「検査申出書」が提出されていなかった旨、注意するとともに、契約事項を確実に履行するよう、契約事務担当者に徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>今年度実施した第 2 回みえ県民意識調査の業務委託契約書の作成にあたって、業務完了報告書の提出をもって検査の申し出があったものとみなし、「検査申出書」の提出は不要とするなど、指摘事項を踏まえ改善を行ったほか、契約書に基づき適切に完了検査を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>第 3 回以降の調査についても、第 2 回調査と同様に、業務完了報告書の提出をもって検査の申し出があったものとみなし、「検査申出書」の提出は不要とするなど、指摘事項を踏まえ、委託契約書を作成するとともに、委託契約書に基づき、適切に完了検査を行います。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【河南省友好提携 25 周年記念事業、上海ミッション他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令書に、用務名及び用務先の一部が記載されていなかった。 ・復命書に、出張期間が誤って記載されていた。 <p>(2) 【イタリアにおける中山間地域活性化の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 【河南省友好提携 25 周年記念事業、上海ミッション他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令書の用務名、用務先について、適切に記載するよう課内で周知徹底しました。 ・知事・副知事に随行して出張するケースが多いことから、記載事項について、知事・副知事と職員にかかる記載内容の突合を必ず行うよう徹底しました。 ・記載誤り（前泊分の記載が漏れていた）を訂正するとともに、今後、同様の誤りがないように、周知しました。 <p>(2) 【イタリアにおける中山間地域活性化の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘のあった復命書については、総合文書管理システムに登録しました。また、復命書の件名等を総合文書管理システムに確実に登録するよう課内で周知徹底しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>適切に処理することが徹底されました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 【河南省友好提携 25 周年記念事業、上海ミッション他】</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) 【イタリアにおける中山間地域活性化の調査】</p> <p>引き続き、課内での周知徹底を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産台帳の記載事項である項目や記載内容（構造形式）に誤りがあった。</p> <p>(2) 公有財産定期報告が期限内に提出されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公有財産台帳と現物の確認作業を実施したところ、当初から登録内容が誤っていたことが判明したので修正しました。</p> <p>(2) 公有財産定期報告を期限内（毎年度 4 月）に行わなければならないことを所属で確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 備品管理台帳の登録内容を現物に合わせて修正し、適正な事務処理を行うことが徹底されました。</p> <p>(2) 適正な事務処理を行うことが徹底されました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 定期報告に合わせ、備品管理台帳と現物の確認作業を実施します。</p> <p>(2) 公有財産定期報告を期限内に行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)勤務時間外に、公印等の保管庫の施錠がされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>施錠を行う担当者の順位を設定することにより、勤務時間外に保管庫の施錠が確実に行われるようにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>施錠を行う仕組みの確立により、公印等の適正な管理を行うことができるようになりました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き公印等の適正な管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員のコンプライアンス意識の向上、公文書管理の適正化等に向けた取組)</p> <p>(1) 港湾改修工事について、外部有識者を交えた県の調査により、不適正な工事手続きや公文書の書換え等が明らかとなった。 今回の事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如に起因するところが大きいと思料されることから、職員一人ひとりに法令遵守を徹底するとともに、公文書管理の適正化等について、制度、体制等の多面的な観点からも見直しを行うなど、早急に再発防止策を講じ、県政に対する信頼回復に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野、財政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の事案が起こった根底には、職員のコンプライアンス意識、危機意識の低さがあるとともに、県民の血税により行政を運営していることに対する緊張感が欠如していることの表れでもあると考えられます。</p> <p>こうしたことから、これまで実施してきた基礎研修（課長級昇任時、採用 5 年目研修等）における公務員倫理研修などの継続的な取組に加えて、改めて職員のコンプライアンス意識を向上させるため、10 月から 11 月にかけて、全職員を対象として「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施しました。</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を発出しました。</p> <p>さらに、三重県職員としての倫理を確保するために策定した「三重県職員倫理憲章」を改定しました。</p> <p>公文書管理について、職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるようチェックの仕組みづくりが必要であるため次のように取り組みました。</p> <p>(1) チェックの仕組みづくり</p> <p>文書事務における所属長の責任を明確に位置付けるとともに、文書主任は原則として副課長の職にある者を充て、その事務として「公文書（部分）開示決定の起案文書の審査」を追加するなど、文書主任の機能強化を図りました。また、起案文書の廃止・訂正方法の明確化など、公文書の作成に係る規定を改め、公文書の適正な管理を徹底しました。</p> <p>(2) 研修の強化</p> <p>公文書管理等についての知識と意識の向上を図り、適切な制度運用を行うため、文書主任等に対し、情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理に関する研修を行いました。</p> <p>さらに、工事の各段階における意思決定の明確化を図るため、国への事故繰越申請を行う必要がある場合には、部内のみで判断するのではなく、部外及び外部視点による確認も行うこととし、総務部との協議及び県入札等監視委員会の調査審議を受けた上で、国への申請を行うこととしました。</p> <p>加えて、工事の適正な執行を図るため、国庫支出金を受けて取り組む事業で再度の事業繰越が必要となる工事について、事故繰越の要件を満たさない場合に、引き続き次年度において工事が実施できるよう、速やかに事業の優先度判断を見直し、必要な予算を確保することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施することにより、コンプライアンスや公務員倫理の徹底、危機管理上の課題や問題点の共有を図るなど、再発防止に向けての取組を進めることができました。</p> <p>公文書管理規程の見直しを行うとともに、文書主任等の全てを対象に、情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理に関する研修を実施し、適切な制度運用について周知を徹底しました。</p>

国の事故繰越の要件を満たさない工事の予算確保として、引き続き次年度の工事が実施できるよう、特定財源の確保を検討したうえで、次年度の当初予算における事業の優先度に見直しを行うことにより必要な予算を確保するよう、平成24年12月に庁内に通知するとともに、12月20日に開催した職員説明会で説明し、周知を図りました。

国への事故繰越申請が必要な場合、総務部との協議及び三重県入札等監視委員会による調査審議を必要とすることとし、港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえた公共工事における再発防止策に明記して、平成24年12月に庁内に通知するとともに、12月20日に開催した職員説明会で説明し、周知を図りました。

平成25年度以降（取組予定等）

平成24年12月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」においても、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できるよう、コンプライアンスの確立を位置づけており、引き続き県民から信頼される人づくりに取り組んでいきます。

また、三重県職員倫理憲章の周知徹底やコンプライアンスに係る取組の進捗管理を実施するため、「コンプライアンス推進監」を配置しました。

さらに、県の施策の法的妥当性の検証やコンプライアンスに係る取組をより一層迅速かつ的確に進めるため、法律に関する高い専門性と識見を持った法曹有資格者を正規職員として任用します。

これらを通じて、今後も継続的に、コンプライアンスの確立と公務員倫理の徹底に取り組んでいきます。

公文書管理について、職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるよう、引き続き文書主任等に対する研修会や三重県公文書管理規程等の見直しを行います。

国の事故繰越の要件を満たさない工事の予算確保について、特定財源の確保を検討したうえで、事業の優先度を見直しすることにより必要な予算を確保するよう、引き続き各部局に対し周知を図っていきます。

事故繰越申請の部外及び外部視点による確認について、手続きが適正に行われるよう、引き続き各部局に対し周知を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新たな行財政改革の着実な推進)</p> <p>(2) 「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するため、平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間を取組期間とした「三重県行財政改革取組」を 23 年度に策定した。</p> <p>この「三重県行財政改革取組」に掲げた 52 の具体的取組の目標が達成され、県民満足度の高い県政運営となるよう、ロードマップ(工程表)に基づき、着実に推進されたい。</p> <p>また、新しく構築する「政策を推進するための仕組み」及びこれを構成する仕組みについては、これまでの課題と政策や事業の評価を踏まえ、効果的・効率的な政策の推進につながるものにするとともに、職員に広く浸透するよう周知に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 24 年 3 月に策定した「三重県行財政改革取組」は、「人づくりの改革」「財政運営の改革」「仕組みの改革」の 3 つを柱として、「自立した地域経営」を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげるものとして、平成 24 年度から本格的に取組をスタートさせました。</p> <p>本取組の推進については、「ロードマップ(工程表)」に基づき、知事を本部長とする三重県行財政改革推進本部を中心に、事務局である総務部が全庁の牽引役として、全体的な推進及び進行管理を行っています。</p> <p>具体的な進行管理として、52 の具体的取組について着実に目的が達成できるよう年次計画を作成し、半期ごとに実績をとりまとめ進捗確認するとともに、県議会への報告及びホームページなどを通じて県民の皆さんへ周知しました。</p> <p>「仕組みの改革」の具体的取組の一つである「政策を推進するための新たな仕組みの構築」では、現行の「みえ行政経営体系」の課題等を踏まえ、PDCA サイクルを活用した評価・改善を確実に計画につなげるマネジメントサイクルや、従来それぞれの仕組みで持っていた情報を一体的に運用管理する「オールインワンシステム」による効率的・効果的なマネジメントサイクルの運用などを掲げた新たな仕組み「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」を構築しました。</p> <p>本仕組みの周知については、上記推進本部や、各部局総務課長等で構成する同幹事会での協議等により、構築過程から職員へ情報提供するとともに、構築後においては、平成 25 年度からの運用に向け、オールインワンシステムを中心とした全職員向けの説明会を 2 月に開催するなど、職員に広く浸透するよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「人づくりの改革」においては、「三重県職員人づくり基本方針」の策定及び本方針を受けての新たな研修体系の構築により、平成 25 年度から新たな人材育成に取組める体制を整えたほか、管理職員へのモチベーションマネジメント研修及び新たな職員提案制度の実施や「MIE 職員力アワード」への応募促進などにより、「職員力の更なる向上」を図りました。</p> <p>「財政運営の改革」においては、予算編成プロセスを 9 月に見直し平成 25 年度当初予算編成から導入したことにより「健全な財政運営」を推進したほか、公用車広告掲載や、ふるさと納税のインターネットを利用した納付システムの導入などにより「歳入の確保」につなげました。</p> <p>「仕組みの改革」においては、上記「みえ成果向上サイクル」を構築し、平成 25 年度から本格運用できる体制を整えたほか、現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制等への地域機関の見直しや、個別の外郭団体等のあり方及び県関与の見直し方針を明確にした「三重県外郭団体等改革方針」の策定など、「効果的・効率的な県政運営」を推進しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

引き続き、行財政改革に対する県民の皆さんの期待の高さを十分に認識し、「ロードマップ（工程表）」に基づく全庁的な取組の推進及び適切な進行管理を図っていきます。

「人づくりの改革」については、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけるため、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成の推進など、職員力のさらなる向上に取り組みます。

「財政運営の改革」については、持続可能な財政基盤の確立に向け、予算編成プロセスの見直しにより徹底した「選択と集中」を図るとともに、県債残高の抑制、多様な財源の確保などを推進します。

「仕組みの改革」については、県民の皆さんに成果をより届けるために、政策を推進するための新たな仕組みである「みえ成果向上サイクル」を具体的に展開するとともに、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく外郭団体等の見直しなどを実施します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(3) 平成 23 年度の懲戒処分については、前年度の 3 人から減少したものの、2 人の知事部局職員が、未利用食材等の持ち帰り及び公用車運転中の死亡事故で停職及び減給処分となっている。 これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>職員の服務規律の確保については、引き続き、基本研修（課長級昇任時、採用 5 年目研修等）において公務員倫理研修（必須）を実施しました。</p> <p>加えて、今回の港湾改修工事に関する不適正事務を受けて、改めて職員のコンプライアンス意識を向上させるため、10 月から 11 月にかけて、全職員を対象として「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施しました。</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 24 年 10 月 26 日 ・衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について（通知） 平成 24 年 11 月 22 日 ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 24 年 11 月 26 日 <p>さらに、三重県職員としての倫理を確保するために策定した「三重県職員倫理憲章」を改定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の服務規律の確保のための継続的な取組に加えて、全職員を対象とした「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施することにより、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成 25 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p> <p>平成 24 年 12 月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」においても、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できるよう、コンプライアンスの確立を位置づけており、引き続き県民から信頼される人づくりに取り組んでいきます。</p> <p>また、三重県職員倫理憲章の周知徹底やコンプライアンスに係る取組の進捗管理を実施するため、「コンプライアンス推進監」を配置しました。</p> <p>さらに、県の施策の法的妥当性の検証やコンプライアンスに係る取組をより一層迅速かつ的確に進めるため、法律に関する高い専門性と識見を持った法曹有資格者を正規職員として任用します。</p> <p>これらを通じて、今後も継続的に、コンプライアンスの確立と公務員倫理・服務規律の徹底を図るとともに再発防止に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(4) 物品の金品亡失(損傷)について、平成23年度は247件の発生となっており、紀伊半島大水害等による被害を除くと187件の発生と、依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、自然災害時も含めた物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 課長級昇任時研修等における公務員倫理研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。 また、平成24年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成24年5月28日)</p> <p>2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、副課長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成25年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>									
<p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(5) 平成 23 年度の県財政は、経常収支比率については 97.1%と前年度に比べて 6.1 ポイント上昇している。また、県債の残高が引き続き増加しているため、実質公債費比率については 13.6%と前年度に比べて 0.6 ポイント上昇している。</p> <p>雇用経済情勢の先行きの不透明さが増す中、県税収入や地方交付税に多くを期待することは困難な状況であることから、可能な限り県債発行の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の基盤を確立するため、徹底した事務事業の見直し等による歳出の見直しや歳入確保の取組を進めるとともに、予算編成プロセスの見直し等により事業の「選択と集中」を進め、限られた財源の中でできるだけ大きな効果を得られるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>									
<p>講じた措置</p>									
<p>平成 24 年度</p>									
<p>1 実施した取組内容</p> <p>将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成 26 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成 23 年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 24 年度（最終補正後）発行額</td> <td style="text-align: right;">850 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度当初予算における発行額</td> <td style="text-align: right;">530 億円</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,380 億円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 中期財政見通しで示した県債発行額</td> <td style="text-align: right;">1,388 億円</td> </tr> </table> <p>また、平成 25 年度当初予算編成にあたっては、従来の包括配分制度を廃止し、事業について部局横断的な優先度判断を行うとともに、予算編成過程の一層の透明化を図るなど、新たなプロセスの下で予算編成を行いました。これにより、県民ニーズや社会経済情勢の変化に対応し、これまでの事業の成果を検証しつつ、注力すべきものには注力する一方で、厳しい優先度判断による事業の廃止・縮小を行うメリハリのある予算編成に努めました。</p> <p>さらに、ネーミングライツ導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定しました。なお、ネーミングライツ導入対象施設について、施設の性格、広告効果、施設利用者数、アンケート調査結果などを踏まえて検討を進めた結果、多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれるスポーツ施設、集客施設、文化施設が導入対象施設として適当であると判断したところです。今後は、こうした対象施設の中でも、年間利用者数の多い、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の 3 施設を中心に具体の募集条件を検討し、可能なものから順次導入を進めていきます。</p> <p>なお、県税以外の未収金について、全庁的な対策推進の枠組みの構築に向け債権管理推進会議を設けるとともに、全庁的な取組みを構築する指針を策定しました。</p>		平成 24 年度（最終補正後）発行額	850 億円	平成 25 年度当初予算における発行額	530 億円	計	1,380 億円	(参考) 中期財政見通しで示した県債発行額	1,388 億円
平成 24 年度（最終補正後）発行額	850 億円								
平成 25 年度当初予算における発行額	530 億円								
計	1,380 億円								
(参考) 中期財政見通しで示した県債発行額	1,388 億円								
<p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みえ県民カビジョン・行動計画」の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の緊急経済対策を活用した防災・減災対策等の実施のための予算措置 ・ 新しい予算編成プロセスに基づく予算編成の実施 ・ 県債残高を減少させる目標達成に向けた県債発行の抑制 ・ 「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」の策定 ・ 「三重県債権管理適正化指針」の策定 									

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 25 年度当初予算は「みえ県民カビジョン・行動計画」の 2 年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 25 年度三重県経営方針」（案）を踏まえて、編成しました。

今後も引き続き、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (県税の未収金対策)</p> <p>(6) 平成 23 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は約 66 億円あり、前年度に比べて約 3 億円減少(△4.5%)しているものの、依然として多額にのぼっている。 特に、県税の収入未済額のうち 83.1%(前年度 83.8%)が個人県民税の収入未済となっており、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携等を進め、税収確保に努められたい。 また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、滞納対策の強化や関係機関等との連携をより深め、さらなる回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 個人住民税特別滞納整理班の取組 平成 22 年度より、税収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県・市町が連携して地方税法第 48 条による個人住民税の直接徴収を実施しています。 【同班の体制】 個人住民税の滞納整理を進めるため、税収確保課と紀州県税事務所に設置。 リーダー：税収確保課長 スタッフ：副課長 1 名、県職員 5 名、市町派遣職員 9 名 (うち紀州県税事務所駐在：県職員 1 名、市町派遣職員 3 名) 【実施期間】 平成 24 年 4 月～ ※市町派遣職員の受入期間は 6 か月～1 年間 【実施方法】 ・地方税法第 48 条の徴取引継(県による直接徴収)を活用。 ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の連携により個人住民税の滞納整理を実施。 ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。 ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。</p> <p>② 個人住民税特別徴収の加入促進 納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める個人住民税特別徴収加入促進研究会を平成 21 年度に設置し、県・市町が連携して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。 また、個人住民税特別徴収加入促進研究会において、平成 26 年度から個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を県内全市町と三重県が連携し開始することとなりました。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入 県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。</p> <p>(2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税収確保課内の「特別徴収機動班」と各県税事務所が連携して、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。</p> <p>① 各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化 ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施 ③ 差押不動産・動産のインターネット公売の実施 ④ 県税の納税部門と連携した機動的な徴収 ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策</p>

⑥ 三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策

- ① 地方税法第 48 条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成 25 年 2 月末現在の状況】

同班への参加市町数 9 市町

引受案件数 2,375 人 約 7 億 6,000 万円（うち延滞金約 2 億 6,600 万円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約 8 億 800 万円（うち延滞金約 2 億 6,000 万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約 3 億 9,900 万円（うち延滞金約 9,400 万円）

- ② 特別徴収加入促進の取り組み実績【平成 24 年度実績】

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 185,476 事業所

・関係団体（税理士会等）への訪問による周知 89 箇所

・県政だよりみえ 11 月号及び 12 月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・平成 21 年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額

（平成 25 年 2 月末の推計値） 6 億 7,000 万円

- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績【平成 24 年度実績】

・研修開催 5 回 市町職員等延べ参加人数 282 人

(2) その他の対応状況【平成 25 年 2 月末現在の状況】

- ① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約 1 億 4,100 万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約 6,600 万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約 6,600 万円

- ② 国税徴収法に基づく捜索・タイヤロック等実施回数 25 回（県税事務所と連携して実施）

- ③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 15 件中 11 件落札 約 573 万円

（うち、11 件売却 約 573 万円）

- ④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約 6 億 9,500 万円、差押処分件数：854 件

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進」の取組み等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

- ① 個人住民税特別滞納整理班の取組

平成 24 年度を踏まえて、さらに取組みを推進します。

- ② 個人住民税特別徴収加入促進の取組

平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の一斉指定に向け、具体的準備を市町と連携して進めます。

- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

(2) 「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、捜索やインターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組みます。

(3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。

監査の結果															
<p>1 事業の執行に関する意見 (県有財産の有効活用)</p> <p>(7) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を 23 年度に策定した。これに基づき実施計画、個別財産の利活用計画を年度ごとに策定し、取組を進めることとしている。 課題を有する施設のうち「第 2 次県有財産利活用計画」(21 年度～23 年度)において、期間内に課題解決に至らなかった施設を含め、引き続き、県有財産について関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却や有効活用等を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>															
講じた措置															
平成 24 年度															
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度末に策定した「みえ県有財産利活用方針 (平成 24～27 年度)」に基づき県有財産の有効活用を図るため、総務部副部長を座長とし各部局総務課長等を構成員とする「県有財産有効活用等推進会議」を設置し、平成 24 年度実施計画や個別財産の利活用計画の策定及び計画の進行管理を行いました。</p> <p>一般競争入札等により未利用の県有財産の積極的な売却を進めるとともに、入札不落の続く財産については、会計規則の改正を行い新たにインターネットオークションによる売却の取組を始めました。</p>															
<p>2 取組の成果</p> <p>未利用の県有財産について、一般競争入札の他、新たな手法としてインターネットオークションを活用するなど、積極的な売却に努めた結果、平成 24 年度未利用財産売却額は、12 件、1 億 682 万 9 千円となり、平成 24 年度実施計画の売却目標である 1 億円を達成しました。</p>															
<p>県有財産売却内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">件数</th> <th style="width: 25%;">面積</th> <th style="width: 45%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">12 件</td> <td style="text-align: center;">41,718.35 m²</td> <td style="text-align: center;">106,829 千円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	件数	面積	金額	24	12 件	41,718.35 m ²	106,829 千円				
年度	件数	面積	金額												
24	12 件	41,718.35 m ²	106,829 千円												
<p>(参考) これまでの利活用計画における売却実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">利活用計画</th> <th style="width: 15%;">件数</th> <th style="width: 25%;">面積</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 次 (H18～H20)</td> <td style="text-align: center;">33 件</td> <td style="text-align: center;">45,244.66 m²</td> <td style="text-align: center;">1,101,561 千円</td> </tr> <tr> <td>第 2 次 (H21～H23)</td> <td style="text-align: center;">21 件</td> <td style="text-align: center;">52,233.48 m²</td> <td style="text-align: center;">651,854 千円</td> </tr> </tbody> </table>				利活用計画	件数	面積	金額	第 1 次 (H18～H20)	33 件	45,244.66 m ²	1,101,561 千円	第 2 次 (H21～H23)	21 件	52,233.48 m ²	651,854 千円
利活用計画	件数	面積	金額												
第 1 次 (H18～H20)	33 件	45,244.66 m ²	1,101,561 千円												
第 2 次 (H21～H23)	21 件	52,233.48 m ²	651,854 千円												
<p>また、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、各部局総務課長等を構成員とする「県有財産有効活用等推進会議」を設置し、全庁的な視点で課題を有する財産の選定を行いました。</p>															
平成 25 年度以降 (取組予定等)															
<p>「みえ県有財産利活用方針」に基づき、県有財産有効活用等推進会議において選定された課題を有する財産について、平成 25 年度個別財産の利活用計画を策定し、未利用県有財産の積極的な売却と有効活用の取組を進めます。</p>															

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

- (ア) 雑入の収入未済額が 39,569 円あるので、今後、その発生防止に努められたい。
(四日市県民センター)
- (イ) 収入事務について、不適切な事務処理が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 窓口収納の現金と納付書の額が一致していなかった。(桑名県税事務所)
 - (2) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。
(四日市県税事務所)
 - (3) 市町から県への個人住民税の払込について、法定期日を過ぎているものがあった。
(四日市県税事務所)
 - (4) 納税証明書の交付に際して、本人(代理人)確認の方法が納税証明書交付申請書に記録されていないものがあった。
(四日市県税事務所)
 - (5) 窓口収納の現金と納付書の額が一致していなかった。(鈴鹿県税事務所)
 - (6) 不動産取得税の徴収猶予期間について、3年と設定すべきところ誤って2年で設定していた。
(津総合県税事務所)
 - (7) 不動産取得税の課税について、登記内容の確認誤りにより二重課税となっていた。
(津総合県税事務所)
 - (8) 滞納処分の執行停止後に時効が成立し不納欠損処分を行ったものについて、財産調査が不十分なものがあった。
(津総合県税事務所)
 - (9) 不動産取得税納税通知書の送付について、同姓同名の納税者に誤って送付していた。
(松阪県税事務所)
 - (10) 不動産登記申請書の転記誤りにより、不動産取得税を贈与者に課税した。
(松阪県税事務所)
 - (11) 時効成立後の不納欠損処理が遅延していた。(松阪県税事務所)
 - (12) 欠損処分整理簿への記載漏れがあった。(松阪県税事務所)
 - (13) 県民税利子割の課税事務において、金融機関からの納入申告書の「年月分」、「提出日」欄が記入されていないものがあった。(紀州県税事務所)
 - (14) 24年3月分の調定決議の決裁が24年4月分と併せて行われていた。(紀州県税事務所)
 - (15) 収入日計表の出納簿登記欄に押印されていないものがあった。(紀州県税事務所)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

ア 地域機関分

(ア) 今回の収入未済 2 件のうち、1 件目は、債務者が 4 月 25 日に県外の金融機関で納入したものの、銀行間の決済に時間を要したため、出納閉鎖期日までにシステム上納入扱いとならなかったことから未収金となったものと、2 件目は、債務者からは電話で納入済との回答を得ていたものの、実際には納入されておらず 5 月 2 日に納入されたものです。

同様の事例が発生しないよう、納入手続に必要な期間を極力確保し、債務者に納入期日までに納付するよう複数回の確認を行うこととしました。(四日市県民センター)

(イ)

(1) 原因究明のため調査を行いました。納税者からの指摘もなく、原因は不明であり、帰属が明らかにならなかったため、年度末に雑入金として収納しました。

再発防止のため、窓口収納における現金収納手順を一部見直し、預かり金額及びつり銭金額の確認回数を増やすとともに、複数職員によるダブルチェックを徹底するようにしました。

その手順、及び現金の取り扱い時の意識について、収納管理担当及び徴収担当の打ち合わせにおいて、あらためて周知徹底を図りました。(桑名県税事務所)

(2) 差押期間が長期にわたる物件については再調査を実施し、換価価値等の有無についての判断を実施しました。(四日市県税事務所)

(3) 各種会議等の場を活用するなどして、関係市町に対して、個人県民税の振込みの法定期日までの納付について申し入れを行いました。(四日市県税事務所)

(4) 納税証明書の交付に際して、本人(代理人)確認の記録を確実にを行うように徹底しました。(四日市県税事務所)

(5) 原因究明のための調査を行いました。納税者からの指摘もなく原因は不明であり、帰属が明らかにならなかったため、年度末に雑入金として収納しました。

再発防止のため、事務所独自で定める窓口収納に関するマニュアルを一部修正して、収納時の複数職員によるチェックをより明確にし、収納に関わる職員に対してマニュアルに基づく研修及びレジ研修を実施しました。(鈴鹿県税事務所)

(6) 土地を取得してから 3 年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築されることが確実な場合の徴収猶予については、担当者が入力後もう一人の担当者が期間チェックを行うようにしました。(津総合県税事務所)

(7) 過納分について速やかに還付するとともに、今回のような建物の未登記増築部分の面積更正登記を贈与登記と間違えることのないよう、課税実績の確認を徹底し、調査書に課税状況を記入することとしました。(津総合県税事務所)

(8) 執行停止中事案の財産調査(市役所調査、預貯金調査等)をルール化し、年一回組織的に調査を実施するようにしました。(津総合県税事務所)

(9) 納税通知書の封入時は、複数の担当者でチェックを行うこととしました。(松阪県税事務所)

(10) 不動産登記申請書の転記時に再チェックの徹底を行うようにするとともに、再発防止のため課内ミーティングを実施しました。(松阪県税事務所)

(11) 平成 23 年度以前の時効到来未処理の有無について、全てチェックを行いました。また、平成 24 年度の時効到来分については、各担当及び課長で複数チェックを行いました。(松阪県税事務所)

(12) 欠損処分整理簿への記載漏れについて記載を行い、欠損処分の書類と整理簿を全てチェックしました。(松阪県税事務所)

(13) 県民税利子割の納入申告書について、「年月分」及び「提出日」の未記入は、該当金融機関に今後記入するよう依頼しました。(紀州県税事務所)

(14) 県民税利子割の調定決議書について、24 年 3 月分の決裁が漏れていたため次月分とまとめて決裁を受けたことが原因であることから、毎月の事務点検(自主的なもの)において確認するとともに、決裁漏れがある場合は速やかに決裁を受けるよう徹底しました。(紀州県税事務所)

(15) 出納員が押印漏れを含む最終チェックを行い、決裁後に担当者に戻った際にも印漏れがないか再度確認することを徹底しました。(紀州県税事務所)

2 取組の成果

ア 地域機関分

- (ア) 現在、同様の収入未済は発生していません。(四日市県民センター)
- (イ)
- (1) 窓口から収納担当者への引き継ぎは、見直された現金収納手順どおりに行われており、その後の収納誤りは発生していません。(桑名県税事務所)
- (2) 不動産差押は継続し、新たに車輛差押し分納させている案件が1件、調査中案件1件、他は差押継続としました。
差押財産の見直しを実施することにより、新たな財産が判明したものについては、差押換えを行うことが出来ました。(四日市県税事務所)
- (3) 特段の事情がない限り、法定期日内に納付されましたが、一部の市町において電算システムの処理上、月初めに休日が重なる月については対応が難しい場合があります。(四日市県税事務所)
- (4) 現在、記録漏れは発生していません。(四日市県税事務所)
- (5) 複数職員によるチェックの徹底により、収納誤りは発生していません。(鈴鹿県税事務所)
- (6)～(8) 現在、同様の事例は発生していません。(津総合県税事務所)
- (9) 複数職員によるチェックの徹底により、誤送付は発生していません。(松阪県税事務所)
- (10) 複数職員によるチェックの徹底により、課税誤りは発生していません。(松阪県税事務所)
- (11) 平成23年度以前の時効到来未処理チェックにおいて、同様な事例が発見されたため、不納欠損処理を行いました。また、複数チェックを行うことにより、不納欠損到来日を確実に把握できるようになり、時効後の速やかな処理ができるようになりました。(松阪県税事務所)
- (12) 現在、欠損処分整理簿への記載漏れは発生していません。(松阪県税事務所)
- (13) 申告内容の税システム入力時に、記入漏れの有無を確認し、適正に処理されています。(紀州県税事務所)
- (14) 毎月の事務点検により確認し、適正に処理されています。(紀州県税事務所)
- (15) 出納員及び収納担当者の確認により、適正に処理されています。(紀州県税事務所)

平成25年度以降（取組予定等）

ア 地域機関分

- (ア) 債務者には納入期日までに納付するよう複数回の確認を行います。(四日市県民センター)
- (イ)
- (1)(5) 引き続き、複数職員によるチェックを行い、収納誤りの防止を図ります。(桑名県税事務所、鈴鹿県税事務所)
- (2) 引き続き、財産調査や分納状況把握を行うとともに、換価価値の有無について適切に判断を行い、差押換え及び差押解除を実施していきます。(四日市県税事務所)
- (3) 引き続き、法定期日までに納付するように申し入れを行うとともに、期日が過ぎた市町があれば、その都度市町から事情を聞き、遅れることがないようにしていきます。(四日市県税事務所)
- (4) 記録漏れが発生しないよう、確実に記録するように徹底していきます。(四日市県税事務所)
- (6)(7) 引き続き、チェックを行い適正な事務処理に努めます。(津総合県税事務所)
- (8) 引き続き適正な事務処理に努めます。(津総合県税事務所)
- (9)(10) 今後もチェック態勢を整えることにより、誤送付や課税誤りの発生を防いでいきます。(松阪県税事務所)
- (11)(12) 今後も適切な事務処理を行うよう徹底します。(松阪県税事務所)
- (13) 県民税利子割の申告書は、記入漏れがないよう確認し、適正な事務処理を行います。(紀州県税事務所)
- (14) 県民税利子割の調定決議書は、事務点検を確実に実施し、決裁漏れがないよう適正な事務処理を行います。(紀州県税事務所)
- (15) 収入日計表は、印漏れ等がないよう確認を徹底し、適正な事務処理を行います。(紀州県税事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 新任室長等マネジメント研修・課長補佐級昇任時研修等委託において、業務完了前に請求書を受理していた。(行政運営担当分野)</p> <p>(2) 電子計算事務処理業務委託（恩給年金）において、予定価格調書が作成されていなかった。(行政運営担当分野)</p> <p>(3) 東北地区太平洋沖地震職員派遣にかかる宿泊施設使用契約において、契約書に定められた業務実施責任者の書面での報告がされていなかった。(行政運営担当分野)</p> <p>(4) 家屋評価システム保守管理業務委託において、個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。(財政運営担当分野)</p> <p>(5)(6) 三重県本庁舎合併処理槽余剰汚泥引抜業務委託、津庁舎合併浄化槽汚泥引抜業務委託において、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(財政運営担当分野、津県民センター)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 三重県職員互助会助成金において、年度末に提出された助成金事業状況報告書により変更交付決定がされており、変更交付申請がされていなかった。(行政運営担当分野)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)～(3)、(5)～(9) 東日本大震災現地調査、総務事務にかかる外部人材活用状況他県調査、第26回人権啓発研究集会、軽油引取税調査事務研修会、市場公募債地方債発行団体合同IR説明会、共同発行団体連絡会議、東京税務セミナー・公売コース（基礎）、東京税務セミナー（財産調査コース）、地方公共団体税務職員総務大臣表彰式において、復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(4) 全国理数科教育研究大会（教育委員会事務局）において、最も経済的な通常の経路及び方法による出張となっていなかった。(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 請求書の受領時には、業務委託の進捗状況を確認し、業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう、適正な事務処理をするよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(2) 契約準備時には予定価格調書の作成を行い、業務委託事務の処理について、適正に事務処理を行うよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(3) 契約書に定められた報告事項等について、今後、適正に事務処理をするよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(4) 現行の出納事務に係る規定等により事務処理をするよう徹底しました。(財政運営担当分野)</p> <p>(5)(6) 今回の事案は、出納局事前検査の対象となる契約であることを失念していたために発生したものです。対象となる契約については、出納局事前検査を必ず受けるよう課内会議等で担当者に周知し、適正に事務を実施するよう徹底しました。(財政運営担当分野、津県民センター)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 助成金の交付申請について申請内容に変更があった場合は、適正に処理を行うよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)～(3)、(5)～(9) 復命書の件名等が総合文書管理システムに登録されていないものについて、速やかに、登録を行うとともに、適正な事務処理について周知徹底しました。(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(4) 過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p>

(行政運営担当分野)

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約の執行について、適正な処理に努めています。(行政運営担当分野)
- (2) 適正な事務処理に努めています。(行政運営担当分野)
- (3) 適正な契約事務の処理について、周知徹底しました。(行政運営担当分野)
- (4) システム保守管理業務委託における個人情報取扱特記事項について、適正な内容のものが添付されています。(財政運営担当分野)
- (5)(6) 出納局事前検査の適正な手続が行われるようになりました。
(財政運営担当分野、津県民センター)

イ 補助金

- (1) 三重県職員互助会助成金については、平成 23 年度で終了しましたが、今後も助成金の交付事務について、適正な事務処理に努めていきます。(行政運営担当分野)

ウ 旅費

- (1)～(3)、(5)～(9) 適正な文書管理が行われるようになりました。
(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)
- (4) 過払い分について、返納されたことを確認しました。(行政運営担当分野)

平成 25 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。(行政運営担当分野)
- (2)(3)(4) 引き続き、適正な事務処理に努めます。(行政運営担当分野、財政運営担当分野)
- (5)(6) 出納局事前検査の対象となる契約について、会計規則等の規定に基づき適正に事務を実施します。
(財政運営担当分野、津県民センター)

イ 補助金

- (1) 助成金の交付事務について、適正な事務処理に努めていきます。(行政運営担当分野)

ウ 旅費

- (1)～(3)、(5)～(9) 復命書等の管理について、引き続き、公文書管理規程に基づき適正に行うよう努めていきます。
(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)
- (4) 旅費の支給について、引き続き、旅費条例等に基づき適正に執行するよう努めていきます。
(行政運営担当分野)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった (1 件)。 (2) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった (1 件)。 (3) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった (1 件)。 (4) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった (1 件)。 (5) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった (11 件)。 (6) 通勤手当の通勤経路の認定に誤りがあった (2 件)。 (7) 通勤手当の有料道路利用料金相当額の認定に誤りがあった (1 件)。 (8) 通勤経路の変更に伴う通勤手当額変更の事後確認に必要な書類が添付されていなかった (1 件)。 (9) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった (2 件)。 (10) 通勤手当のうち駐車料金相当額として認定した額と支給額に差異があった (1 件)。 (11) 通勤手当のバス定期代相当額の認定に誤りがあった (1 件)。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた各所属での認定も含めて再審査を行い、認定の適・不適を確認し、不適なものについて以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(1) (2) (3) (4) (8) (9)</p> <p>各種手当 (扶養手当、住居手当及び通勤手当) の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類を整備しました。</p> <p>(5) (6) (7)</p> <p>通勤手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>(10) 通勤手当の未払い分については、速やかに追給の事務処理を行いました。</p> <p>(11) 通勤手当の認定誤りについては、速やかに精算の事務処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。</p> <p>通勤手当の過払い分については、返納されたことを確認しました。</p> <p>通勤手当の未払い分については、追給されたことを確認しました。</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、精算されたことを確認しました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 危険物を収納した容器を貯蔵するにあたって、地震等により容易に転落・転倒等しないよう措置を講じていなかった。 (四日市県税事務所)</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。 (伊勢県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷 (修理代 145,635 円) (行政運営担当分野)</p> <p>(2)(3) 公用車の損傷 (修理代 87,691 円) (修理代 58,065 円) (財政運営担当分野)</p> <p>(4)(5) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 232,260 円) (修理代 179,182 円) (紀州県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 危険物を収納した容器を固定されていない木製机の上に置き、収納用のロッカーも転倒防止策が講じられていなかったため、木製机を廃棄してスチール製の書庫に入れ替え、収納用ロッカーとともに、直接、ロッカーと壁をコンクリートネジで固定し、転倒・転落防止等の措置をとりました。 (四日市県税事務所)</p> <p>(2) 平成 24 年度当初に目的外使用許可した案件を管財課長に報告しました。 (伊勢県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの取扱いについて、飲み物等を付近に置かないよう所属職員に周知しました。</p> <p>また、平成 24 年 5 月 7 日付け出納第 04-14 号の出納長通知並びに同月 28 日付け総務第 04-27 号及び出納第 04-21 号の総務部長及び会計管理者兼出納局長依命通知に併せ、課内打合せ、通知文書の回覧等で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底しました。 (行政運営担当分野)</p> <p>(2)(3) 今回の公用車の損傷は点検作業中にフロントガラスのひび割れ等が発見されたものであることから、平成 24 年 9 月 20 日付けで、「集中管理公用車の適正な管理及び使用について」を本庁内各所属等に通知し、交通安全及び事故等の際の速やかな報告を周知しました。 (財政運営担当分野)</p> <p>(4)(5) 県熊野庁舎の取組として、浸水の危険があると予測される場合は、各事務所に公用車移動を要請することとしました。 (紀州県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 転倒防止策を実施後、しっかりと固定が行われ、転倒・転落する可能性はなくなりました。 (四日市県税事務所)</p> <p>(2) 許可案件を受理した場合には、許可と同時に管財課長への報告を行い適正に処理しています。 (伊勢県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 現金及び備品等の金品の保管・管理の重要性について職員の自覚を促すことができました。 (行政運営担当分野)</p> <p>(2)(3) 各所属への周知徹底を図ったことにより、公用車の安全運転意識や県有財産管理意識が向上しました。 (財政運営担当分野)</p>

- (4)(5) 平成24年度において、台風の接近が予測された際には、公用車の東紀州（紀南）広域防災拠点施設への移動を行いました。（紀州県税事務所）

平成25年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 転倒防止策が実施された結果、転倒・転落する可能性はなくなりました。（四日市県税事務所）
(2) 許可案件があれば、報告漏れがないよう適正に処理します。（伊勢県民センター）

イ 金品亡失

- (1) 職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。（行政運営担当分野）
(2)(3) 今後も、安全運転の徹底及び、万が一事故等が発生した時の速やかな報告を周知していきます。（財政運営担当分野）
(4)(5) 県熊野庁舎の取組として、今後も継続していきます。（紀州県税事務所）

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 狩猟税証紙出納簿の「受領印」、「所属長等印」欄に押印がされていないものがあつた。 (紀州県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 狩猟税証紙出納簿の印もれについて、押印を行うとともに、出納簿記帳後速やかに事務処理するよう徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 24 年度は実績がありませんでしたが、同様な事例があつた場合には、出納簿に押印を行うよう周知徹底しました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、会計規則等を順守し適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 210,170 円・相手 23,507 円）</p> <p style="text-align: right;">（財政運営担当分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物損事故</p> <p>交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、毎月の課内会議などの機会をとらえて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物損事故</p> <p>職員の交通安全意識の高揚が図られ、平成 24 年度は公用車の交通事故は発生しておらず、公用車の適切な運行管理が行われています。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 物損事故</p> <p>今後とも、課内会議など機会のあるごとに、交通安全意識と適切な自動車の運行管理意識の向上のため、職員への周知徹底を図っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 1 法人が未移行となっている。移行期間の終了（25 年 11 月 30 日）までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>また、公益性の認定を行う三重県公益認定等審議会を所管していることから、今後、対象となる特例民法法人が円滑に新制度へ移行できるよう、移行申請に対する速やかな審査と各部局との連携に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（行政運営担当分野）</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部の所管法人である財団法人三重県職員互助会については、平成 25 年 4 月 1 日付けで一般財団法人へ移行を希望しており、移行事務について支援を行いました。（平成 24 年 12 月 19 日付けで三重県公益認定等審議会の答申済み。）</p> <p>また、三重県公益認定等審議会については、各部局からの諮問に応じ 10 月以降は月 2 回開催するとともに、事務局として担当者会議等を実施し各部局の移行事務の支援に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>財団法人三重県友の会については平成 24 年 7 月 2 日付け、財団法人三重県職員互助会については平成 25 年 4 月 1 日付けで一般財団法人へ移行しました。</p> <p>また、三重県公益認定等審議会の速やかな開催により、特例民法法人が希望する日付けで新制度へ移行できるよう支援しています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>移行申請の期限年度となることから、県所管の未移行法人が円滑に移行できるよう、各部局と連携して支援を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 個人県民税徴収取扱費交付金について市町の請求誤りにより歳出戻入が発生しているため、市町に対して適正に処理されるよう徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税徴収取扱費交付金の事務処理の精査は、県税事務所を通じて行われるため、県税事務所室長会議を開催して、市町から提出される計算書について県税事務所が精査する項目の確認を行うとともに、市町に対して適正な事務処理を行うことを周知徹底するよう指示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 再発防止に向けて、税込確保課と県税事務所が連携し、チェック体制を強化していくこととしました。</p> <p>市町への周知については、不適正事案の発生を踏まえて防止策を講じる等、注意喚起を文書にて行うとともに、市町の担当課長が出席する地域税込確保対策会議で徹底することを確認しました。</p> <p>なお、現在まで市町の請求誤りによる歳出戻入事案は発生していません。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 年度当初に開催する地域税込確保対策会議にて周知を図り、継続して市町と県税事務所が連携を密にしていくことで、適正処理を行っていくよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (感染症情報システムの構築)</p> <p>(1) 感染症情報システムは、地域の感染症発生状況を監視し、早期に効果的な感染予防策や拡大防止策を講じて、感染症の集団発生を未然に防止するために有用なシステムであり、県においては、感染症対策として、県内全ての保育所、学校等が参加する感染症情報システムの構築を進めているところである。</p> <p>しかし、平成23年度末の参加施設割合は86.7%にとどまっているので、全ての学校等が参加するよう、引き続き、市町教育委員会等と連携して取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(健康・安全担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県教育委員会、市町教育委員会等と連携し、学校関係者等に対して、感染症情報システムへの参加に向けた働きかけを行いました。</p> <p>(2) 新たに本システムに参加した施設等に対して、円滑に感染症情報システムが運用できるよう操作説明会を開催しました。(開催回数：6回)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) システムの操作説明会を行った結果、新たに参加した施設において、円滑に感染症情報システムの運用を図ることができました。</p> <p>(2) 本システムへの参加の働きかけを行った結果、県内全公立小中学校が参加し、国公立小中学校、及び県立高校は登録率が100%に達するなど、県内全ての保育所、学校等の参加施設割合は平成23年度末86.7%が平成24年度末95.4%となりました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) システム未登録である61施設(保育所：45、私立幼稚園：7、公立幼稚園：5、私立中学・高校：4)に対し、施設毎に課題や対応方法等を検討し、引き続き、感染症情報システムへの参加に向けた働きかけを行っていきます。</p> <p>(2) 新たに本システムに参加する施設に対しては、引き続き、円滑に感染症情報システムが操作・運用できるよう操作説明会を開催します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の居住支援等)</p> <p>(2) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム、ケアホームの実利用者数」の平成 23 年度末の目標数が 1,277 人に対し、実績は 1,026 人となっている。</p> <p>障がい者の暮らしの場を確保し、地域への移行を促進するため、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い居住の場の提供や昼間における活動の場の充実について、市町や関係部局等と連携して取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム、ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の整備については、平成 24 年 3 月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成 24～26 年度）」において、新たな数値目標を設定して、整備を進めています。</p> <p>平成 24 年度は、同プランの数値目標である 1,063 人の障がい者の暮らしの場を確保するため、市町の障害福祉計画との整合を図りながら整備を進めました。</p> <p>(2) 知的障害児施設（4 施設）に入所している 18 歳以上の知的障がい者（加齢児）の地域生活移行を支援するため、各施設に地域の関係機関等と連絡・調整を行うコーディネーターを配置し、移行支援に努めました。</p> <p>(3) 自立（単身）生活を希望する重度障がい者を支援するため、自立生活体験室（アパート）を県で確保し、そこでの体験を通して単身生活への不安を低減させる機会の提供を行うとともに、体験中に必要な介助員について、市町と連携して配置を行いました。</p> <p>(4) 障がい者の日中活動の場の充実を図るため、農林水産部と連携し、就労継続支援（A・B 型）等の障害福祉サービスの利用拡充の取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) グループホーム等について、2 圏域 2 市 3 施設（定員 22 人）の整備を支援しました。 [平成 25 年 1 月末現在の実利用者 1,054 人]</p> <p>(2) 12 人の加齢児の地域生活移行を支援しました。</p> <p>(3) 73 人／日の重度障がい者が自立生活体験室を利用しました。 [平成 25 年 3 月末現在の地域生活移行者累計 3 人]</p> <p>(4) 福祉事業に参入意向を持つ農業経営体（1 団体）や農業分野に参入を考えている福祉事業所（3 団体）に対して支援活動を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>みえ障がい者共生社会づくりプランの数値目標を達成するため、市町の障害福祉計画との整合を図りながら、グループホーム等の住まいの整備や就労継続支援（A・B 型）等の日中活動の場の整備を進めていきます。</p> <p>また、公営住宅のグループホーム等としての活用を促進するため、住宅部局と連携した取組を行っていきます。</p> <p>あわせて、障がい者の地域移行を図るため、知的障害児施設に入所している加齢児の地域移行や自立生活を希望する重度障がい者の支援を継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医療分野の人材確保)</p> <p>(3) 三重県では、医療分野を担う医師・看護職員等の人材不足や、地域間・診療科目間等の医師の偏在が深刻化してきている。県内の医師・看護職員数は、平成22年末現在の人口10万人当たりの全国順位が医師37位、看護師38位、助産師47位と全国平均を下回り、特に、若手医師の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>新たに設置した三重県地域医療支援センターによる若手医師のキャリア形成や医師不足病院の医師確保の支援を進めることにより医師不足や偏在の解消に努めるとともに、看護職員について、関係機関と連携し人材確保や定着促進のための取組、また、資質向上を図るための取組を充実させ、県民が安心して暮らせる良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。</p> <p style="text-align: right;">(医療対策局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 医師確保対策では、全国から医師を招へいする無料医師職業紹介事業や病院勤務医負担軽減対策、研修医研修資金貸与制度の運用、医師確保につながる寄附講座の設置支援等の「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与制度の運用や研修病院の魅力向上支援、地域医療研修センター等における地域医療教育・研修の充実等の「中長期的な視点に立った取組」を積極的に進めました。</p> <p>(2) 平成24年5月に三重県地域医療支援センターを設置し、修学資金貸与医師等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに着手しました。</p> <p>(3) 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への教育体制の強化支援、運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。</p> <p>また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を開発する出前事業や看護体験も行いました。</p> <p>(4) さらに、定着促進の取組として、医療機関に対し、院内保育所の設置運営支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等の育成支援を行いました。また、就労環境について、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口設置事業を行うほか、医療機関に就労環境改善アドバイザーを派遣し夜勤回数や時間に上限を設定するよう助言するなどして、改善の取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「医師不足の影響を当面緩和する取組」では、無料医師職業紹介事業において、25件の問い合わせがあり、8件が成約(常勤4件、非常勤4件)、2件が成約見込(平成24年4月～平成25年3月末まで)となっています。また、病院勤務医負担軽減対策では、8病院(8事業)の取組を支援しています。研修医研修資金貸与制度では、臨床研修医13名、専門研修医4名に新規貸与を行い、貸与者の累計(平成25年3月末現在)がそれぞれ28名、6名となっています。寄附講座の設置支援では、新たに伊賀・名張両市と三重大学との間で寄附講座が開設され、総合診療科、内科等複数診療科の医師が地域の二次救急医療を担う3病院へ派遣されています。</p> <p>「中長期的な視点に立った取組」では、医師修学資金貸与制度において、67名に新規貸与を行い、貸与者の累計が348名(平成25年3月末現在、返還者を除く)に達し、今後段階的に県内で勤務を開始する若手医師の増加が見込まれています。また、臨床研修病院魅力向上支援では、11病院・団体(14事業)を支援し、研修医の受入環境整備を図りました。地域医療研修センター事業では、紀南病院に加えて、新たに町立南伊勢病院、鳥羽市立神島診療所、同桃取診療所の3つを地域医療研修の受入機関として拡充しました。</p> <p>(2) 地域医療支援センターの開設により、卒前教育から専門医の取得に至るまで、三重大学や医療機関等関係機関と連携して取り組む体制の整備がなされました。また、医師の地域や診療科の偏在解</p>

消に向けて、医師不足病院を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できるようなキャリア支援を行う仕組みづくりを関係機関で共同して取り組むコンセンサスが醸成され、年度後半には、内科、外科、救急科、総合診療の4つの診療領域におけるプログラムの作成に取りかかりました。

- (3) 看護師等養成所への教育体制の強化支援を実施している中で、養成所から定員増の要望があり、東海北陸厚生局へ申請手続き支援を進めてきたところ、平成25年4月から30名の定員増が承認されました。
- (4) 新たに院内保育所を設置する医療機関1箇所の設置を支援し、定着促進に取り組みました。新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等の育成支援により、新人看護職員の入職者や研修終了者受講割合が増加し、離職率も低下しました。
また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、登録者860名のうち、427名(3月末現在)の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。

平成25年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、「医師不足の影響を当面緩和する取組」や「中長期的な視点に立った取組」を総合的に展開し、医師確保に向けた環境整備を進めます。
- (2) 三重県地域医療支援センターにおいて、医師需給予測等の基礎調査を行うとともに、より多くの基本診療領域における後期臨床研修プログラムの作成・運用を開始し、医師の地域や診療科の偏在解消に向けた取組を進めます。
- (3)(4) 平成25年度の取組としては、従前の取組に加え、多様な保育ニーズに対応できる院内保育所の充実に向けた支援を行っていきます。
また、働きやすい職場環境づくりをめざし、関係機関と連携し、就労環境改善相談や医療機関へのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組をさらに進めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (医療体制の整備)</p> <p>(4) 救急医療をはじめとした地域の医療体制の確保が重要な課題となっており、こうした課題の解決のため、国の地域医療再生臨時特例交付金を活用し、三重県地域医療再生計画に基づき、地域医療体制の整備に取り組んでいるところである。</p> <p>当該計画の計画期間が平成25年度に終了することから、各事業主体と連携して、着実に整備事業を推進するとともに、救急搬送や受入が円滑に運用できるよう体制の強化を進められたい。</p> <p>さらに、大規模災害の発生時に備え、東日本大震災を踏まえた「三重県災害医療対応マニュアル」の抜本的な見直しを行い、県内医療関係機関等と連携した災害時における医療体制の充実・強化を図られたい。(医療対策局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域医療再生計画（平成 21 年度策定）に基づいて、伊賀地域の病院の機能分担を進め、救急医療体制の強化を図るため、伊賀地域輪番 3 病院（上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院）の設備整備に支援を行うとともに、紀勢地域の救急医療体制の確保や高齢者福祉体制の充実を図るため、大台厚生病院と報徳病院の再編に向けた取組を促進しました。</p> <p>(2) 地域医療再生計画（平成 23 年度策定）に基づいて、旧桑名市民病院と旧山本総合病院の再編統合による桑名地域の二次救急医療体制の強化や紀南病院のヘリポート設置を含む病棟建替え、尾鷲総合病院の情報ネットワーク設備の整備などに支援を行いました。</p> <p>(3) 東日本大震災の発生を受け、国の防災基本計画の見直しや新たな被害想定、県地域防災計画の改定、県独自の被害想定策定結果を踏まえるとともに、東日本大震災の医療救護の経験なども参考にしながら、三重県医療審議会災害医療対策部会等の意見を踏まえて、三重県災害医療対応マニュアルについて必要な見直しを行いました。</p> <p>(4) 災害時に地域の医療を守るため、医師、看護師を中心に、災害派遣医療チーム（DMAT）の総合防災訓練参加や災害看護研修など、災害時の対応について訓練・研修を行いました。</p> <p>(5) 大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化の整備を進めました。（2 病院の耐震化が完了）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 地域における病院の再編統合や施設設備の整備が促進され、救急医療体制の強化が進みました。</p> <p>(3) 災害時に職員が行う業務内容の手順を整理することができました。</p> <p>(4) 災害医療体制を支える人材育成に一定の成果を得ることができました。</p> <p>(5) 平成 25 年 4 月現在の耐震化率は、災害拠点病院 83.3%（12 病院のうち 10 病院）、二次救急医療機関（災害拠点病院を除く）60.9%（23 病院のうち 14 病院）となっています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 各事業主体と連携して、着実に取組を進めることにより、県内各地域における救急医療体制を確保していきます。また、平成 24 年度の国補正予算で積み増しされた地域医療再生基金を活用するため、新たに地域医療再生計画を策定し、医師確保対策、災害医療対策、在宅医療の推進などに取り組みます。</p> <p>(3) 見直し後のマニュアルに基づく実践的な訓練を関係機関と連携して実施するなど、県内医療関係機関等との災害時における医療体制の充実・強化に努めます。</p> <p>(4) 引き続き、災害医療体制を支える人材育成を進めます。</p> <p>(5) 災害拠点病院等の耐震化については、国から交付された医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、計画的に整備を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(5) がんの早期発見につながる「がん検診」の受診率向上のための取組により、三重県の平成 22 年度のがん検診受診率は乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肺がんにおいて全国平均を上回った。しかし、がんは、昭和 57 年以降、県内における死因の第 1 位であり、増加傾向にあることから、引き続き、がん対策を推進し、がんの予防やがん検診の受診による早期発見・治療に対する県民の意識の向上を図られたい。 (医療対策局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) がん検診受診率向上の取組として、国が平成 21 年度より 5 歳刻みの対象年齢に無料のクーポン券を送付する「がん検診推進事業」を実施していますが、無料にかかわらず受診率が伸び悩んでいることから、県では平成 23 年度、がん検診を促すリーフレット作成や家族や友人からの手紙作戦など、7 市町のモデル的ながん検診受診率向上の取組を支援しました。 平成 24 年度は、同モデル事業を発展させ、未受診者への再受診勧奨（リコール）など、がん予防・早期発見のために県内全市町が実施する全国的な先進事例に基づく取組や市町独自の取組などを支援する取組を立ち上げ、9 市町を対象に実施しました。</p> <p>(2) 肝がんについては、肝炎の段階において早期発見と早期治療を図るため、毎年肝臓週間等にあわせポスターや広報紙において、無料の肝炎検査の受診を勧奨しています。 また、治療促進を図るため高額となる肝炎治療の医療費に対し平成 20 年度から助成を行っています（平成 24 年度末 公費負担実績累積 2,679 人）。</p> <p>(3) 喫煙はがんとの因果関係が明らかであることから、たばこ対策として終日禁煙の店舗を、県が「たばこの煙の無いお店」と認定して、受動喫煙対策を進めています。また、毎年 5 月 31 日の世界禁煙デーおよび禁煙週間（5 月 31 日から 1 週間）や市町のイベント等の機会を利用し、県内各地で街頭啓発やパネル展示、リーフレットの配付を行うなど啓発活動に取り組みました。 小学生に対しては、薬物乱用防止教育の一環として、たばこの健康被害について健康教育（出前授業）を行う指導者への支援を行いました。</p> <p>(4) がん予防と栄養に関するリーフレットを作成し、食生活をはじめとした生活習慣の改善について啓発するとともに、野菜不足の改善をめざし、あらゆる機会をとらえ「野菜フル 350」を推進しました。また、外食においては「健康づくり応援の店」において、ヘルシーメニューや栄養情報を提供しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度に実施したモデル事業では、対象 7 市町のがん検診無料クーポン利用率は乳がん 30.7%（県平均 29.9%）、子宮頸がん 28.9%（同 27.6%）、大腸がん 17.8%（同 16.1%）といずれも県平均を上回りました。</p> <p>(2) がんによる死亡者数が年々増加するなか、肝がんについては、全国の死亡者数が平成 20 年以降減少しており、県内の推計患者数も平成 20 年調査の約 4,000 人から平成 23 年度調査の約 3,000 人まで減少しています。なお、平成 23 年度の無料肝炎検査の受診者は 1,390 件でした。</p> <p>(3) 「たばこの煙の無いお店」として登録した店舗数は、平成 25 年 3 月末日現在で 286 店舗となりました。世界禁煙デーおよび禁煙週間に県内約 30 カ所で啓発活動を行い、多くの県民に禁煙とたばこ対策の重要性などを伝えることができました。また、薬物乱用防止の指導者により小学生約 580 名に対する健康教育が実施できました。</p> <p>(4) 平成 25 年 2 月 7 日までに、食育研修会 8 回、食育普及啓発 108 回を実施し、県民の食生活に対する意識の改善、向上が図られました。また、平成 25 年 3 月末日現在「健康づくり応援の店」登録数は、395 店舗となっています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 平成 24 年度に立ち上げたがん予防・早期発見の取組の支援について、全ての市町が取り組んでもらえるよう平成 27 年度まで 4 年間の予定で、県内全市町で実施します。平成 25 年度は、松阪市、</p>

桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、菰野町、多気町、大紀町の8市町が取り組む予定です。

- (2) 肝臓がんの予防については、「肝炎対策コーディネーター事業」により、発症の主な原因であるウイルス性肝炎について、検診の受診促進を行うコーディネーターを養成します。
- (3) 引き続き、「たばこの煙のないお店」の登録への取り組みや、世界禁煙デーを中心とした啓発活動や関係者への支援を行います。
- (4) 脂肪やエネルギーの摂り過ぎは、乳がんや大腸がん等との発生と関連があることが知られており、食生活の面からのがん予防について普及啓発を進めます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (保育・放課後児童対策等の充実)</p> <p>(6) 平成23年10月1日現在、三重県における保育所待機児童数は324人となっており、そのうち低年齢児が322人と、待機児童のほとんどを占めているため、低年齢児の待機児童の解消に向けた取組の強化が必要である。</p> <p>また、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や子育てと仕事の両立支援等の観点から、放課後児童対策はより重要となってきたが、放課後児童クラブまたは放課後児童教室の設置率は82.0%（平成22年度）と全国的にも低位となっている。</p> <p>23年度に実施した「特別保育実態調査」や「放課後児童クラブ保護者ニーズ調査」で明らかとなった地域のニーズや実情、課題について、実施主体である市町や保育関係者等と情報共有を行いながら、保育所や放課後児童クラブの整備等を促進されたい。（子ども・家庭局）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を必要とする子どもが保育所に入所できるよう、安心こども基金を活用し、保育所の整備を進めました。 ・ 平成24年7月から9月にかけて29市町を訪問し、各市町の保育の現状、それぞれの地域における特別保育のニーズ等について情報収集し、保育を取り巻く課題について意見交換を行いました。 <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年7月から9月にかけて29市町を訪問し、各市町における放課後児童クラブや放課後子ども教室の課題等について意見交換を行いました。 ・ 三重県放課後子どもプラン支援会議を開催し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置や運営について市町や関係者と連携した取組を進めました。 <p style="text-align: center;">三重県放課後子どもプラン支援会議 平成24年8月27日、平成25年2月22日</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度は、安心こども基金を活用し、保育所の創設・増改築（計8か所）により保育所の整備を進め、平成25年4月1日現在、保育所定員は530名増加しました。 ・ 市町と意見交換を行う中で、各市町の特別保育実施に向けての今後の方向性等を確認することができました。 <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町担当者と意見交換を行い、放課後児童クラブが未設置の小中学校区のうち約2/3が児童数100名未満の小中学校であり、設置にあたっては、児童数が限られ運営が困難であるなどの課題が再確認できました。 ・ 放課後児童クラブは平成24年度10増加し292クラブで、放課後子ども教室は2増加し60教室で実施されています。
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の策定する基本指針を受け、市町が、保育・教育の需給調査・把握を行い、子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、県は、市町の計画を重層的に支える子ども子育て支援事業支援計画を策定することになります。</p> <p>今後、県は、市町に対する必要な情報提供、市町との十分な情報共有等を図り、保育サービスの充実および地域の実情やニーズに応じた放課後児童クラブの設置の促進が図られるよう、円滑な新制度移行に向けて取り組んでいきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の防止と社会的養護の推進)</p> <p>(7) 児童虐待相談件数は平成 20 年度以降年々増加しており、相談内容も複雑で深刻なものとなってきている。</p> <p>23 年度に実施した児童相談に係る県の市町支援のあり方に関する調査の結果を踏まえ、市町との定期的協議や市町の実情に応じた支援を行うなど、児童相談体制の強化に向けた取組をより一層推進されたい。</p> <p>さらに、このような状況の下、児童虐待の早期発見や未然防止のため、一層、母子保健等の関係機関との連携を強化し、児童虐待対応の一体的な取組を推進するとともに、要保護児童の生活環境の向上や自立支援のための取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・家庭局)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童虐待の防止</p> <p>平成 23 年度に実施した児童相談に係る「県の市町支援のあり方検討」に関する調査において策定した「児童相談体制強化確認表 (※)」をツールとして、児童相談体制の強化、課題解決に向け、児童相談所と各市町との間での定期的協議を実施しました。(全市町を対象に年 2 回実施)</p> <p>また、各児童相談所管内で、児童相談所と警察署や県・市町教育委員会との連携を強化するための連絡会議を開催しました。(5 回開催)</p> <p>さらに、母子保健分野における虐待予防の人材育成として、県医師会等と連携し、保健師・助産師、関係 NPO 等を対象とする研修 (2 回) や、市町及び県の母子保健担当者及び児童福祉関係者を対象にスーパーバイザーを迎えて困難事例検討会 (2 ブロック各 4 回) を実施するとともに、母子保健等関係機関も構成員である市町要保護児童対策地域協議会 (以下、「市町要対協」という。) の活性化を図るため、市町要対協の運営やケースマネジメント等に関して専門的知識を有するアドバイザーを派遣しました。</p> <p>(※) 児童相談体制強化確認表：市町ごとに児童相談体制の現状と課題を抽出した表。</p> <p>(2) 社会的養護の推進</p> <p>県内児童福祉施設の関係者の参加を得て、家庭的養護の充実に向けた「三重県社会的養護のあり方検討会」を開催するとともに、要保護児童の生活環境の向上として、児童養護施設の小規模ケア整備への補助や、自立支援に向けた入所児童 (小学生) への学習支援等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 児童虐待の防止</p> <p>各市町との定期的協議に基づき、児童相談体制の強化・改善に向けた具体的な取組目標を設定し、市町の取組を支援することにより、市町の体制強化を促しました。</p> <p>また、市町要対協への専門的知識を有するアドバイザーの派遣により、効果的な運営や虐待事例への的確な対応につなげました。</p> <p>さらに、母子保健分野における虐待予防の研修の実施により、関係者等の意識の向上や児童福祉関係機関との連携強化につなげたほか、警察署や教育委員会との連絡会議において、立入調査等の実務訓練や意見交換を実施することにより、実践的な対応の理解や各機関間の緊密な連携につなげました。</p> <p>(2) 社会的養護の推進</p> <p>「三重県社会的養護のあり方検討会」の開催により、各関係者が家庭的養護の推進への意識の向上を図り、取組方向について一定の理解を得ました。</p> <p>また、児童養護施設入所児童 (小学生) に対する学習支援により、子どもの学習習慣や社会性、新しいことに取り組む力の習得等、意欲の向上につながりました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1) 児童虐待の対応

本庁に「子ども虐待対策監」を設置し、平時の発生予防からリスク発生時の対応を通じた児童虐待における危機管理対応や市町支援を行います。

また、児童相談センターに新たに弁護士等法律の専門家や警察官等を配置し、法的対応や介入型支援等を強化し、児童相談所の相談体制の一層の充実を図るとともに、児童相談所の保健師を増員し、母子保健・精神保健分野の取組と連携し、児童虐待対応力を強化します。

また、児童虐待通告時における初期対応について、一時保護を始めとする援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、アセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、本庁、児童相談センター、各児童相談所間でのケース情報の共有化を図るシステムを導入して的確な対応を行います。

さらに、市町の児童相談体制の強化・改善を支援するため、引き続き、「児童相談体制強化確認表」を活用した市町との定期的協議を行うとともに、市町要対協の運営強化やケースマネジメントの向上のため、専門的知識を有するアドバイザーの派遣や、母子保健関係職員も含めた市町職員の一層のスキル向上に向けた研修の充実を図ります。

なお、警察署や教育委員会との連絡会議については、平成 25 年度から市町児童福祉関係者をメンバーに加え、開催する予定です。

(2) 社会的養護の推進

平成 24 年度の「三重県社会的養護のあり方検討会」での議論を踏まえ、各児童福祉施設種別ごとに意見交換会を開催し、施設の小規模ケア化、里親委託の促進及び施設における生活環境の向上等家庭的養護体制の充実を進めるとともに、引き続き、児童養護施設入所児童に対する学習支援等に取り組めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1)収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 503,989,354 円（対前年比 103.3%）あり、前年度と比べ 16,066,504 円増加しているので、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討するとともに、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上等に取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策担当分野、医療対策局、子ども・家庭局）</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の取組方針に基づき未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催（年2回）し、未収金の発生防止等の方策を検討し、取組を強化しました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催（年1回）し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに、関係所属との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進 滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還指導員等による収納の促進 未収金対策の強化のためには、早期の滞納者への催告が重要であるため、対象者のリストアップ作業を行ったうえで、電話や文書による督促及び個別訪問などを行い、対策を強化しました。 ・ 貸付申請時での厳正な審査と口座振替の推進 貸付申請時には、本人をはじめ、児童などの連帯借受人等の関係者の返済意思を確認するなど厳正な審査に努めるとともに、口座振替の推進を行いました。 ・ 民間債権回収会社への委託 収納促進を図るため、未収金の一部を民間債権回収会社に引き続き委託し、連帯保証人や連帯借受人への対象拡大も行いました。 <p>エ その他 関係所属の担当職員を出納員に任命し、現金収受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、振込専用口座を設け、県外等在住者の収納を促進しました。 また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語、ポルトガル語)を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 917 人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に 1,848 千円を収納しました。（平成 25 年 3 月末現在）</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金管理の成果として、平成 23 年度末現在で現年度徴収率は 82.81%、過年度徴収率は 7.47%だったところ、平成 25 年 3 月末現在で現年度徴収率 79.88%、過年度徴収率 8.91%となりました。 また、口座振替率は、72.2%となりました。（平成 25 年 3 月末現在）</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の民間債権回収会社への委託については、平成 23 年度徴収額に比べ、67%の増（平成 25 年 3 月末現在）となりました。</p> <p>(4) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 51,135 千円(平成 25 年 3 月末現在)を収納しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 「三重県債権管理適正化指針」をふまえ、引き続き未収金の解消に取り組みます。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。
- (5) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き早期滞納者のリストアップ作業を行い、電話や文書による督促、個別訪問を行い、未収金対策の強化を図ります。また、民間債権回収会社への委託を継続して行うとともに、専門的知識のある嘱託員の雇用による収納の促進を図ります。

さらに、母子寡婦福祉資金貸付金システムを平成 25 年度に構築し、本庁及び県福祉事務所での行政サービスの向上を図るとともに、システム化による効率化等によって、未収金対策の強化を促進します。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙の消込方法が不十分なものがあつた。</p> <p>(2) 証紙の消込方法が不十分なものがあつた。</p> <p>(3) 証紙収入実績報告に誤りがあるものがあつた。</p> <p>(4) 児童扶養手当返還金等に係る督促状の発付がされていないものがあつた。</p> <p>(健康・安全担当分野、福祉政策担当分野、医療対策局、子ども・家庭局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 証紙消込を行う者に対して、注意喚起を行うとともに、適正な消込方法を周知しました。</p> <p>(2) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(3) 実際の証紙消印金額を電算上の報告金額とするよう注意しました。</p> <p>(4) 児童扶養手当返還金等の状況を把握するとともに複数担当者によるチェック等を行い、滞納する案件となった場合は、適切に督促状の発付を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な消込を行うことができました。</p> <p>(2) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われました。</p> <p>(3) これにより、証紙収入実績が適正に報告されるようになりました。</p> <p>(4) チェック体制等の強化により適切な会計事務が行われました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 年度当初に証紙消込を行う者に対して適正な消込方法を周知します。</p> <p>(2) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p> <p>(3) 証紙収入実績報告が適正に報告できるよう、より一層適切な事務処理に努めます。</p> <p>(4) 複数担当者によるチェック等引き続き適切な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 150,399,478 円（対前年比 105.2%）あり、前年度と比べ 7,472,734 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。（各保健福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>(1) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係地域機関へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>(2) 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>(3) 市町担当者等と連携し、滞納者の状況把握に努めました。</p> <p>(4) 所属内の未収金対策会議を開催し情報を共有するとともに、個々の滞納者の生活状況に基づいた徴収方法の検討、方針の策定を行いました。</p> <p>(5) 関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ161人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に178千円を収納しました。（平成25年3月31日現在）</p> <p>(2) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 6,789 千円を収納しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 「三重県債権管理適正化指針」をふまえ、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p> <p>(4) 市町担当者等と連携し、滞納者の状況把握、未収金の徴収に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 未熟児養育費自己負担金に係る督促状の発付がされていないものがあった。</p> <p>(2) 証紙の消込方法が不十分なものがあった。</p> <p>(3) 重症心身障がい児（者）通園事業において、通園児の食事回数を誤って徴収していたため歳入戻出が発生していた。</p> <p>(4) 日毎に行うべきつり銭残高の確認が不十分なことから、つり銭資金保管簿の整理が一部されていなかった。</p> <p>(松阪保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 発付していなかった督促状を送付するとともに、必要な督促状を送付しました。</p> <p>(2) 三重県会計規則に定める「三重県証紙条例施行規則の取扱いについて」を再確認しました。</p> <p>(3) 事業担当課の回数の数え間違いであったため、担当課内で回数の確認を徹底するよう指示し、さらに調定事務担当課においても再度確認を行いました。</p> <p>(4) 毎日確実に確認を行い、つり銭資金保管簿に記載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 健康福祉部の徴収管理事務取扱要綱に基づき、「納入の督促」の履行に努めました。</p> <p>(2) 平成 24 年度については、適正に処理しました。</p> <p>(3) 回数の確認を徹底することにより、誤りはなくなりました。</p> <p>(4) つり銭資金保管簿の整理が適切に行われるようになりました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 未収金および滞納者の状況の把握に努め、文書や電話による催告や訪問を行っていきます。また、所内の会議において、収入未済額の推移や催告の状況など、収入事務の進捗について説明を行います。</p> <p>(2) 三重県会計規則に則り、適正な会計事務の執行に努めます。</p> <p>(3) 引き続き複数課による確認を行い、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(4) 引き続き整理もれがないように、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 委託業務 ◎は特命随意契約

◎(1) 【スキルアップ研修委託】

- ・ 特命随意契約理由が起案に記載されていなかった。 (副部長担当分野)

◎(2) 【三重県社会福祉会館施設管理運営業務委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (副部長担当分野)
- ・ 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。

◎(3) 【三重県社会福祉会館清掃及び環境衛生管理業務委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (副部長担当分野)

◎(4) 【予防接種センター機能推進事業委託】

- ・ 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (健康・安全担当分野)

◎(5) 【指定事業者等管理システム改修業務委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を行っていなかった。 (福祉政策担当分野)
- ・ 設計書の内訳が添付されていなかった。

◎(6) 【生活保護システムに係る三重県中小システム統合サーバーへの統合業務委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(7) 【福祉介護人材の確保と定着に関する実態調査事業委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
- ・ 再委託業務の一部について承認手続きがされていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(8) 【シニア社会活動・健康づくり推進事業委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(9) 【介護認定主治医研修委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(10) 【広域災害・救急医療情報システム委託】

- ・ 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (医療対策局)

◎(11) 【平成 23 年度子ども電話相談業務委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (子ども・家庭局)

◎(12) 【乳児健診・相談対応力向上事業委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (子ども・家庭局)

◎(13) 【結核接触者健康診断委託】

- ・ 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (松阪保健福祉事務所)

◎(14) 【糖尿病予防戦略委託事業】

- ・ 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)

(15) 【X線撮影装置及びCRシステムの購入(現有機器の解体搬出業務)】

- ・ 業務完了報告書が請負人から提出されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)

(16) 【結核接触者等健康診断実施委託業務】

- ・ 個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)

◎(17) 【平成 23 年度難病在宅ケア事業委託】

- ・ 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準(旧基準)に基づき契約していた。 (尾鷲保健福祉事務所)
- ・ 施行伺いがされていなかった。

◎(18) 【産業廃棄物収集・運搬及び処分委託(薬品等・保福事務所)】

- ・一般競争入札の可能性があったにもかかわらず、委託業務に係る事務手続きが遅延したことにより特命随意契約で処理していた。(尾鷲保健福祉事務所)
- ◎(19)【CAP 児童養護施設プログラム実施委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。(児童相談センター)
- ◎(20)【バイオクリーン・バイオセーフティ設備及び排気燃焼装置保守点検業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(保健環境研究所)
- ◎(21)【浄化槽汚泥引抜き業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(女性相談所)
- (22)【平成 23 年度エレベータ保守点検等業務委託】
 - ・施行伺いに随意契約理由及び適用条項が記載されていなかった。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。(草の実りハビリテーションセンター)
- (23)【三重県立草の実りハビリテーションセンター自動ドア保守点検業務委託】
 - ・施行伺いに随意契約理由及び適用条項が記載されていなかった。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
 - ・契約書の「再委託の制限」に係る条項に反して、保守点検の補助の再委託について認めていた。
 - ・契約書の「従事者の選任」に係る条項に基づく業務責任者の報告が提出されていなかった。
 - ・再委託を承認した業務範囲と実際に行われた業務範囲が異なっていた。(草の実りハビリテーションセンター)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

- (1) 該当起案に「特命随意契約理由は別紙のとおり」と明記するとともに、過去の契約内容についても確認を行いました。
- (2)(3) 予定価格の設定にあたり、積算結果に端数処理を行ったため、算出根拠が不明確になったことから、平成 24 年度の委託契約については、端数処理をせず、算出根拠を明確にしました。
- (2) 個人情報保護責任者等については業務計画書に記載されている事項で確認していましたが、個人情報の責任体制等報告書での提出を求め、受領しました。
- (4) 平成 23 年度契約は、個人情報保護責任者等の報告が漏れていましたが、平成 24 年度契約においては、契約時に提出されており、書面報告がされているかどうかについて確認することを徹底しました。
- (5) 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局の事前検査を受けるとともに設計書については内訳書の添付を行いました。また、「三重県出納局検査要領」の「事前検査後のチェックリスト」を活用し、事前に契約事務内容のチェックを行いました。
- (6) 過去の実績等の書類を適切に保存し、予定価格設定に係る積算根拠を明確にするよう、所属内で意識の共有を図りました。
- (7) 事前検査が適切に行われるよう、また、予定価格に係る積算根拠を明確にするよう所属内で意識の共有を図りました。再委託業務の承認手続きについては、適切に行われるよう委託業者への指導を行いました。
- (8)(9) 予定価格の積算根拠を明確にし、予定価格は税込み価格で記載しました。
- (10) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (11)(12) 特命随意契約については、複数職員で確認後、必要なものについては出納局の事前検査を受けました。
- (13) 今後契約する場合は、個人情報保護に関する事項を記載した契約書により契約することとしました。
- (14) 契約の相手方には税法上、収入印紙の貼付が必要であることを伝えました。
- (15) 履行確認の際、契約書に記載された方法を執っていなかったため、契約内容の確認をするとともにその内容を遵守するように努めました。
- (16) 業務を委託等する場合は、個人情報を含む契約であるかどうか精査します。
- (17) 所内課長会議で委託契約等を行う場合の手順と流れについての情報伝達を行いました。その後、職員への周知も図り、契約手続きについての漏れや誤りが無いように啓発しました。

- (18) 所内課長会議で委託契約等を行う場合の手順と流れについての情報伝達を行い、特命随意契約が出来る場合の条件等についての指導も行った。その後、職員への周知も図り、契約手続きについての漏れや誤りが無いように啓発しました。
- (19) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかったため、契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、提出漏れの防止に努めました。
- (20) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (21) 執行伺い決裁後は、出納局の事前検査の要否を確認し、必要なものは事前検査を受けました。
- (22) (23) 随意契約理由及び適用条項の記載漏れ防止、ならびに予定価格の設定根拠を明確にするよう努めました。
- (23) 再委託について、入札公告の段階において仕様書、契約書（案）で明確にするるとともに落札業者へも説明を行いました。また、従事者の選任の届が必要な場合は、その報告の提出を確認するように努めました。

2 取組の成果

- (1) 過去の起案においても同様の記載漏れが1件確認されましたので、その契約理由を明確にしました。
- (2) (3) 予定価格の積算根拠を明確にすることができました。
- (2) 契約書に定めている徴取が必要な書類について、適正に処理することができました。
- (4) 契約時に個人情報保護責任者等の報告書が提出されました。
- (5) 上記取組により、適切な会計事務に努めました。
- (6) 過去の実績等の書類を適切に保存し、予定価格設定に係る積算根拠を明らかにしています。
- (7) 所属内で意識の共有を図ることにより、事前検査や予定価格の設定等について適切な事務処理が行われています。
- (8) (9) 予定価格の積算根拠を明確にすることができました。
- (10) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。
- (11) (12) (20) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務を行うことができました。
- (13) 所内においても個人情報を取り扱う際の注意事項、契約書等の作成方法を周知しました。
- (14) 契約書に印紙税法に基づいた収入印紙を添付しました。
- (15) 契約内容の確認とその内容の遵守に努めました。
- (16) 必要な場合は個人情報保護に関する事項を契約書に記載しました。
- (17) その後は施行伺いはきちんと行われており、個人情報取扱事務委託基準の新基準により契約することができました。
- (18) 所内での情報伝達、指導後は適切に契約等を行うことができました。
- (19) 適正な契約事務を行うことができました。
- (21)～(23) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。
- (23) 再委託の業務について、適正に行うことができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 25 年度において、同様の委託契約が必要な場合、予算担当者に合議を行うとともに、随意契約理由の記載漏れ等がないよう、決裁で確認を徹底します。
- (2) (3) 引き続き、予定価格の積算根拠を明確にするよう努めていきます。
- (2) (19) 引き続き、適正な契約事務の執行に努めていきます。
- (4) 契約時に関係書類の一つとして提出させます。
- (5) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適切な会計事務に努めます。
- (6) 引き続き、予定価格設定に係る積算根拠を明確にするよう努めます。
- (7) 引き続き、事前検査や予定価格の設定等について、適切な事務処理が行われるよう努めます。
- (8) (9) 引き続き、予定価格の積算根拠を明確にして適正な契約事務の執行に努めます。
- (10) ～(12) (20) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (13) 所内課長会議で個人情報を扱う際の委託契約について、個人情報の保護のために講ずべき措置の注意事項を周知するとともに、各課長、室長、所長も決裁時に、個人情報の適切な保護管理について確認していきます。
- (14) 印紙税法で定められた課税文書は、収入印紙の貼付を確認いたします。
- (15) 適正な契約事務の執行に努めます。
- (16) 個人情報を含む業務を委託等する場合は、三重県個人情報保護条例、三重県個人情報取扱事務

委託基準、個人情報取扱特記事項等を踏まえ、委託内容により契約書に個人情報保護のための必要な項目を記載します。

(17)(18) 年度当初に契約についての所内での周知、指導を十分に行い、不適切な契約等が発生しないようにチェック体制の強化を図ります。

(21) 事前検査について、適切な事務処理が行われるよう留意し適正な事務処理を行っていきます。

(22)(23) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【地域力を活かしたUD活動支援事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算払精算書が、補助対象事業者から提出されていなかった。(副部長担当分野) <p>(2) 【結核健康診断補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要領等に事前着手を認める補助対象が明記されていなかった。 (健康・安全担当分野) <p>(3) 【三重県角膜・腎臓バンク協会補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱等において、交付申請の取下げ期限が定められていなかった。 ・交付要綱等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前に事業着手されていた。 (医療対策局)
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 概算払いを行った補助対象事業者から概算払精算書を徴収しました。</p> <p>(2) 交付決定後に事業着手できるよう結核健康診断補助金交付要領の申請時期等の検討を行いました。</p> <p>(3) 三重県角膜・腎臓バンク協会補助金交付要綱を改正し、申請の取下げ期限を明記しました。また、交付決定前の事業着手とならないようバンク協会と調整し、年度当初(4/1)に交付決定ができるよう準備を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県会計規則に基づき適切に事務処理を行うことができました。</p> <p>(2) 交付決定後に事業着手できるよう結核健康診断補助金交付要領の改正を行いました。</p> <p>(3) 交付要綱の規定について改めて確認し、申請の取下げ規定と併せて、暴力団排除などの補助金等の交付の条件として必要な規定を整備しました。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適切な会計事務に努めます。</p> <p>(2) 改正後の結核健康診断補助金交付要領により、適正に補助金事業を実施します。</p> <p>(3) 年度当初(4/1)に交付申請及び交付決定を行い、適正な補助金事務の執行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【平成 23 年度都道府県指導監督職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムへ登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(2) 【ベンチマーキング(パーキングパーミット制度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(3) 【人権啓発研究集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(4) 【全国健康福祉祭くまもと大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務の概要、時間等の必要事項が記載されていなかった。 (福祉政策担当分野) <p>(5) 【沖縄「三重の塔」慰霊式】 (福祉政策担当分野)</p> <p>(6) 【第 35 回日本自殺予防学会】 (医療対策局)</p> <p>(7) 【ハンセン病療養所入所者訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (医療対策局) <p>(8) 【都道府県指導監督職員研修(児童福祉施設担当)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に記載された出張期間が誤っていた。 (子ども・家庭局) <p>(9) 【第 44 回公的扶助研究全国セミナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 ・旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。 (松阪保健福祉事務所) <p>(10) 【全国保健所長会総会、第 70 回日本公衆衛生学会総会】 (松阪保健福祉事務所)</p> <p>(11) 【全国保健所長会議総会・日本公衆衛生学会】 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(12) 【東北地方地震対策(被災地保健師派遣支援(健康調査))】 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(13) 【国立保健医療科学院短期食品衛生監視指導研修】 (伊賀保健福祉事務所)</p> <p>(14) 【薬物乱用防止中堅指導員研修会】 (尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(15) 【全国保健所長会研修会】 (尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(16) 【児童相談所医師専門研修】 (児童相談センター)</p> <p>(17) 【東海・北陸ブロック里親研究大会】 (児童相談センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 簡易決裁により処理され、文書管理システムに入力漏れがあったことから、すべての復命書について確認を行いました。</p> <p>(2) 復命書に用務時間を記載しました。</p> <p>(3)(5)(7) 所属内で、復命書の件名等を総合文書管理システムに登録するよう徹底しました。</p> <p>(4) 宿泊を伴う出張の復命書には、用務の概要及び時間等を記載するよう改めました。</p> <p>(6) 簡易処理用紙による決裁後、総合文書管理システムへの登録が漏れていたことが発生の原因であるため、課内職員間で再発防止策について協議しました。また、総合文書管理システムへの登録漏れを防止するため、簡易処理用紙の使用を廃止し、決裁は全て総合文書管理システム上で行うこととしました。</p> <p>(8) 前日宿泊による旅行命令により研修に出席しましたが、復命書の出張期間を研修の開催日程で記載していました。今後、旅行命令旅行期間と復命書の出張期間を一致させるよう徹底しました。</p>

- (9) (10) 復命書の件名等を総合文書管理システムに必ず登録するとともに、旅行命令書等においても業務内容を明確にするように努めました。
- (11) (12) 復命書を作成した時には、総合文書管理システムに登録しました。
- (13) 当該復命書については、総合文書管理システムに登録しました。また、総合文書管理システムへの登録について、職員に周知徹底を図りました。
- (14) (15) 速やかに総合文書管理システム上の登録を行いました。
- (16) (17) 復命書が、総合文書管理システムに登録されていなかったため、児童相談センター室長・所長会議で、総合文書管理システムへ登録するよう周知しました。また、所属職員に対して、メール及び対面研修により総合文書管理システムの利用について周知しました。

2 取組の成果

- (1) 他にも文書管理システムの入力漏れが発見されましたので、入力を行うとともに、総合文書管理システムの活用を徹底しました。
- (2) 適切に事務処理を行うことができました。
- (3) (5) (7) 所属職員の意識が高まり、適正な事務処理を行いました。
- (4) 用務の概要及び時間等が明確になりました。
- (6) 協議した結果を踏まえ、総合文書管理システムによる決裁を徹底しました。
- (8) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務を行いました。
- (9) (10) 文書主任研修の伝達を実施し、文書管理の周知徹底を図りました。
- (11) (12) 総合文書管理システムに復命書の簿冊を作成し、登録し易いようにしました。
- (13) 適正な事務処理を行いました。
- (14) (15) 復命後の総合文書管理システムによる登録を行うことへの意識の高揚につながりました。
- (16) (17) 復命書を総合文書管理システムに登録しました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 文書管理システムによらない簡易処理文書は、原則廃止とし、総合文書管理システムによる起案・供覧等により文書管理をしていくこととします。
- (2) (3) (5) (7) (8) (13) (16) (17) 引き続き、適切な事務処理に努めます。
- (4) 今後も引き続き、宿泊を伴う出張の復命書には、用務の概要及び時間等を記載し適正な事務処理に努めます。
- (6) 引き続き、決裁は、総合文書管理システム上で行うことを課内で徹底し再発防止に努めます。
- (9) (10) 文書管理を周知徹底するため、所内職員に対する文書主任研修の伝達を引き続き実施します。
- (11) (12) 三重県公文書管理規程第 17 条第 4 項に基づき、適正に処理します。
- (14) (15) 年度当初の所内課長会議等で総合文書管理システムによる登録への徹底を伝達し、職員への周知も図り、登録漏れの無いように努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 物品等購入 (1)年度末に集中して物品の購入を行っていた。(国児学園)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 予算執行について、年度末に集中して物品の購入をしていましたが、平成 24 年度については園内の会議において話し合い、前期に執行計画を立てて年度末に集中して物品を購入しないこととしました。 2 取組の成果 (1) 年度末に集中した物品購入のやり方を見直し、前期に物品購入についての執行計画を立て、計画的な物品購入を行いました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、執行計画を立てたうえで、計画的に物品購入を行うこととし、適正な事務処理を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 保健福祉業務手当の支給額について、誤った額を支給していた。 (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当該事例については、すみやかに調査・確認のうえ総務事務センターと調整し、平成 22 年度及び平成 23 年度分の追給額を算出・決定しました。また、該当職員及び所属長に説明し、今後誤った額を請求又は確認決裁しないことの徹底指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 24 年 7 月支給給与において、追給額 39,710 円が支給されたことを確認しました。また平成 24 年度は正当額を支給しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き職員及び所属長である勤務確認者に注意を促し、誤支給のないようにしていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品表示票が添付されていない備品があった。(副部長担当分野)</p> <p>(2) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。(健康・安全担当分野)</p> <p>(3) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。(福祉政策担当分野)</p> <p>(4) 「三重の塔」の慰霊塔が公有財産として登録されていなかった。(福祉政策担当分野)</p> <p>(5) 鎮静・鎮痛注射剤等の薬品の台帳での使用量、残量の記録がされていなかった。 (伊賀保健福祉事務所)</p> <p>(6) 公有財産の異動報告が遅延していた。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 新しく作成した公印の備品シールを添付しました。</p> <p>(2) 当該物品の処分決議を行いました。</p> <p>(3) DK パソコンのため、地域連携部に保管転換しました。</p> <p>(1)～(3)使用主任者ごとに一覧表を作成し、備品台帳と現品の照合を行いました。</p> <p>(4) すみやかに、「三重の塔」慰霊塔他の工作物について公有財産登録を行いました。</p> <p>(5) 台帳（動物用医薬品管理台帳）を作成し使用量、残量等を記録しました。</p> <p>(6) 異動報告を期限内に行うよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 備品台帳の整理、備品表示票の添付を行いました。</p> <p>(4) 未登録の公有財産はなくなりました。</p> <p>(5) 動物用医薬品管理台帳により、適正な薬品管理を行いました。</p> <p>(6) 異動報告を期限内に報告しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(3) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。</p> <p>(4) 新たに公有財産の増減が発生した場合には、公有財産台帳の記入要領等に添って適正に事務処理を行います。</p> <p>(5) 引き続き、適正な薬品管理に努めます。</p> <p>(6) 引き続き、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）（副部長担当分野）</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 107,520 円）（副部長担当分野）</p> <p>(3) 公印の作り直し（公印作成代 10,920 円）（副部長担当分野）</p> <p>(4) パソコンの損傷（修理代 67,830 円）（健康・安全担当分野）</p> <p>(5) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 106,162 円）（福祉政策担当分野）</p> <p>(6) パソコンの損傷（修理代 26,040 円）（医療対策局）</p> <p>(7) パソコンの損傷（修理代 26,040 円）（子ども・家庭局）</p> <p>(8) 公用車の損傷（修理代 0 円）（桑名保健福祉事務所）</p> <p>(9) パソコンの損傷（修理代 26,040 円）（鈴鹿保健福祉事務所）</p> <p>(10) 公用車の損傷（修理代 128,016 円）（津保健福祉事務所）</p> <p>(11) 公用車の損傷（修理代 131,113 円）（伊勢保健福祉事務所）</p> <p>(12) 公用車の損傷（修理代 48,720 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(13) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 739,515 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(14) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 373,799 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(15) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 150,435 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(16) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 1,670,000 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(17) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 970,000 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(18) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 741,000 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(19) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 374,115 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(20) 紀伊半島大水害によるエックス線高電圧発生装置の損傷（廃棄：取得価格 9,527,500 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(21) 公用車の損傷（修理代 104,998 円）（児童相談センター）</p> <p>(22) 公用車の損傷（修理代 36,750 円）（障害者相談支援センター）</p> <p>(23) 未利用食材等の盗難（損害額 1,994 円）（草の実リハビリテーションセンター）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) 所属内でのミーティング等で公有財産の取扱いについて注意喚起を行いました。</p> <p>(4)(5)(7) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、所属内での打合せ、グループミーティング等あらゆる機会を通じ、公有財産の適切な管理、取り扱い等について話し合い、公有財産の管理意識の向上に努め、再発防止に取り組みました。</p> <p>(6) 一人一台パソコンについて、キーボードの操作は丁寧に行うこと、パソコン周辺を整理整頓すること等所属職員に注意喚起しました。</p> <p>(8) 全職員の庁内メール、課長会議等で公有財産の取扱いについて注意喚起を行いました。</p> <p>(9) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、課長会議等を通じて全職員へ県有財産の適正な管理について注意喚起を行い、再発防止に努めました。</p> <p>(10) 平成 24 年 5 月 28 日付け依命通知（「金品の適正な管理について」）を機会に、改めて職員に対し、金品の適正な保管、管理及び公用車等の運行に伴う交通事故防止について徹底を図りま</p>

した。特に運転事故の防止に関しては、こまやかな安全確認やゆとりを持った運行の実施と運転中の注意喚起を推進するとともに、交通安全研修センターや県民センター、健康福祉部が開催する安全運転研修を受講させました。

- (11) グループでのミーティング等の機会を通じて、公用車を使用する職員が乗車の前後に車体に損傷等がないかをチェックし、少しでも異常があれば、管理所属へ報告するよう再確認しました。
- (12) 支柱にクッション材を取り付け、目立たせることで見やすくしました。安全運転講習を実施し、交通安全に関する意識向上に努めました。
- (13)～(19) 土嚢を造り車庫内に保管することで、浸水の恐れがある際にすぐに対応できるようにしました。
- (20) エックス線装置を台の上に設置し、浸水による故障を防ぐ手立てを講じました。
- (21) 公用車の損傷事案が発生しましたため、全職員に児童相談センター所長より、交通安全の注意喚起の指導を行いました。
H24. 6. 13 全職員に交通安全対策の徹底を指示
H24. 9. 13 各所属長に交通安全対策の指導依頼を指示
H24. 9. 20 全職員に交通安全対策の徹底を指示
H24. 10. 1 全職員に交通安全対策の徹底を指示
室長・所長会において、年末年始等の節目に交通安全の注意喚起を行い、公用車の適正な管理取り扱いについて意識の高揚を図りました。
- (22) 駐車中の公用車への接触事故による損傷後、職員（免許を所持しない職員を除く）25名に安全運転意識向上を図るために交通安全研修会へ参加させました。その後、平成23年度末にガードレールへの接触による公用車の損傷事故があったため、平成24年10月に両損傷事故当事者である職員（2名）ほか1名に安全運転研修機会を活用し受講させるとともに、全職員に安全運転啓発資料を回覧して注意喚起を行い公用車の損傷の再発防止に努めました。また、「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に1チーム3名が参加しました。
- (23) 調理員業務順守規程及び食材取扱要領を定め、職員間で共有するとともに、その運用に努めました。所内全職員を対象に倫理研修を実施しました。

2 取組の成果

- (1)～(3) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、当該分野の金品亡失件数は減少しました。
- (4) 職員の公有財産に対する管理意識が高まりましたが、平成24年度も当該分野職員によるパソコンの損傷事案が1件発生したことから、県有財産の適正な管理、取り扱いについて一層の徹底を図りました。
- (5)～(7) (9) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、平成24年度は職員の不注意によるパソコンの損傷事案はありません。
- (8) 職員の公有財産に対する管理意識が高まりました。
- (10) 備品等の使用や管理に係る職員の意識が高まりました。今年度は、金品亡失の発生はありません。
- (11) 職員の公有財産の管理意識が高まり、適正な財産管理が行われました。
- (12) 以降、事故は発生していません。
- (13)～(20) 浸水被害が起きていません。
- (21) 交通事故防止に対する職員への注意喚起を行い、公用車の適正な管理、取り扱いについて意識を高めることができました。
- (22) 交通安全研修会に参加することなどにより、県有財産の適正な管理、取り扱いについて意識を高めることができ、その後、公用車の損傷事案はありませんでした。
- (23) 食材の納品から廃棄まで適切に管理することができました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1)～(3) 引き続き、所属内のミーティング等で職員に対し注意喚起を行い、公有財産の適正な管理に努めます。
- (4)～(7) 引き続き、あらゆる機会に職員の公有財産に対する適正な管理について意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。
- (8) (9) (11) 引き続き、職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。

- (10) 公有財産管理や安全運転意識の意識高揚を図るため、引き続き機会あるごとに職員への注意喚起を行います。
- (12) 事故防止のため、安全運転に関する研修を受講していきます。
- (13)～(19) 土嚢の管理を徹底します。
- (20) エックス線装置に限らず、その他の装置についても浸水により故障の可能性があるものは移動などの措置をとります。
- (21) 引き続き安全運転をこころがけ、交通事故防止を周知徹底し、適正な公用車の管理、取り扱いに努めます。
- (22) 今後も職員に対し、注意喚起を行うとともに、交通安全研修の受講機会に参加を促し、適正な財産管理及び再発防止に努めます。
- (23) 引き続き、適切な食材管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)前渡資金精算書に添付されている領収書の領収日より後に、通帳から出金されているものがあった。(副部長担当分野)</p> <p>(2)前渡資金精算書に添付すべき証拠書類として、領収書等の正本ではなく写しが添付されているものがあった。(副部長担当分野)</p> <p>(3)郵券証紙類について、23 年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23 年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(桑名保健福祉事務所)</p> <p>(4)一部の許認可関係の決裁文書の件名等が、総合文書管理システムへ登録されていなかった。(伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(5)郵券証紙類について、23 年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23 年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(6)生活保護費の誤払いにより歳出入入を行っていた。(熊野保健福祉事務所)</p> <p>(7)金庫内に使用されていないタクシーチケットが保管されていた。(女性相談所)</p> <p>(8)自己検査が期限内に行われていなかった。(草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(9)常時資金で支出している経費の中で、事前に通常の資金前渡の手続きが可能なものが含まれていた。(草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 前渡資金が通帳に振り込まれたらすぐに出金するようにしました。</p> <p>(2) 前渡資金精算書に添付すべき証拠書類として、領収書等の正本ではなく写しが添付されていたものについては、領収書等の正本を添付しました。</p> <p>(3) 郵券証紙類については、使用量に応じて計画的に購入するように努めました。</p> <p>(4) 薬事関係起案文書を作成した時には、総合文書管理システムに簡易処理登録しました。</p> <p>(5) 定期監査で指摘後は、年間の使用枚数が極端に少ない 50 円、100 円、200 円、270 円、500 円切手については、手持ちの郵券証紙類の管理のみとし、新たな購入をしないことを事務所方針としました。職員へも上記方針を周知して徹底を図りました。</p> <p>(6) 課内全員がチェックを行うことにより、チェック機能を強化しました。</p> <p>(7) タクシーチケットについては、今後も使用見込がないことから、解約し適正に処分しました。</p> <p>(8) 定められた期限内に自己検査を実施しました。</p> <p>(9) 事前に通常の資金前渡の手続きが可能なうちに出金処理を済ませるように努め、通常の資金前渡が間に合わない緊急かつ予測がたい支払の件数を減らしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 前渡資金精算書に添付されている領収書の領収日より後に、通帳から出金することはなくなりました。</p> <p>(2) 前渡資金精算書に添付すべき証拠書類には、領収書等の正本を添付するようになりました。</p> <p>(3) 使用量に応じた在庫枚数となるよう計画的に購入しました。</p> <p>(4) 簡易処理登録の徹底を行い、総合文書管理システムに簿冊を作成し、登録し易いようにしました。</p> <p>(5) 切手の種類が減ることで適切に管理することができました。</p> <p>(6) 誤払いは発生しませんでした。</p> <p>(7) 使用見込のないタクシーチケットは処分し、不必要なものを保管しないようにしました。</p> <p>(8) 定められた期限内に自己検査を実施しました。</p> <p>(9) 常時資金からの支出手続の件数が減少しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1)～(3)(5) 引き続き、適正な管理を行います。
- (4) 三重県公文書管理規程第 17 条第 4 項に基づき、適正に処理します。
- (6) 引き続き、厳しくチェックを行います。
- (7) 今後も、不必要なものについては適正に処分します。
- (8) 今後も引き続き、定められた期限内に自己検査を実施します。
- (9) 今後も引き続き、事前に通常の資金前渡の手続が可能のうちに出金処理を済ませるように努め、通常の資金前渡が間に合わない緊急かつ予測しがたい支払の件数を減らします。

<p>監査の結果</p>				
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(健康・安全担当分野、松阪保健福祉事務所、児童相談センター、障害者相談支援センター)</p>				
<p>講じた措置</p>				
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【健康福祉部全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内幹部職員で構成する課長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。 ・ 部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、交通事故の傾向を職員に通知することで、一層の安全運転への意識啓発を図りました。 ・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会（延べ2回）を実施し、安全運転意識の向上に努めました。 <p>(健康・安全担当分野)</p> <p>職員に対して、事故の発生状況を周知するとともに、各グループのミーティングで、交通安全、交通事故防止の注意喚起を行うとともに、交通安全講習会への参加を呼びかけました。</p> <p>(松阪保健福祉事務所)</p> <p>所内の会議などにおいて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。交通安全研修を受講して安全意識を高めました。また、公用車で出張する職員には、他の職員が声をかけて相互に事故防止を認識するようにしています。</p> <p>(児童相談センター)</p> <p>全職員に児童相談センター所長より、交通安全の注意喚起の指導を行いました。</p> <p>H24. 6. 13 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>H24. 9. 13 各所属長に交通安全対策の指導依頼を指示</p> <p>H24. 9. 20 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>H24. 10. 1 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>室長・所長会において、年末年始等の節目に交通安全の注意喚起を行いました。</p> <p>(障害者相談支援センター)</p> <p>駐車中の公用車への接触事故による損傷後、職員（免許を所持しない職員を除く）25名に安全運転意識向上を図るために交通安全研修会へ参加させました。</p> <p>その後、平成 23 年度末にガードレールへの接触による公用車の損傷事故があったため、平成 24 年 10 月に両損傷事故当事者である職員（2名）ほか1名に安全運転研修機会を活用し受講させるとともに、全職員に安全運転啓発資料を回覧して注意喚起を行い公用車の損傷の再発防止に努めました。</p> <p>また、「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に1チーム3名が参加しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>【健康福祉部全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。 ・ 公用車での事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む） <table border="0"> <tr> <td>平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月</td> <td>7 件（負担割合有、自損）</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月</td> <td>8 件（ " ）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、薬務感染症対策課（1件）、地域福祉国保課（1件）、子どもの育ち推進課（1件）、桑名保健福祉事務所（3件）、松阪保健福祉 	平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	7 件（負担割合有、自損）	平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	8 件（ " ）
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	7 件（負担割合有、自損）			
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	8 件（ " ）			

事務所（1件）、児童相談センター（各児童相談所含む、1件）の計8件と、平成23年度の7件を上回っています。

【各所属の状況】

- ・ 平成23年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、薬務感染症対策課、松阪保健福祉事務所、児童相談センターについては平成24年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、所属長より所内会議など機会のあるたびに、交通安全についての注意喚起を実施し、また職員が交通安全研修会へ参加するなど、一層の徹底を図りました。

平成25年度以降（取組予定等）

【健康福祉部全体】

- ・ 課長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、引き続き交通事故防止等に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

- ・ 各所属で、課内会議やミーティング等を通じて、職員の交通安全意識等の高揚を図るとともに、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故防止等に取り組みます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計</p> <p>(1) 新規外来患者、外来患者総数及び入院患者総数については経営健全化目標数値に至っていないことから、初診待ち患者の円滑な受診に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(小児心療センターあすなろ学園)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 経営健全化目標達成のために、各所属責任者が出席する学園運営会議において、経営健全化数値目標進捗管理表の報告を行い、前月の新規外来患者数や外来患者総数及び入院患者総数や初診予約状況について確認をすることによって、一層の経営健全化への取組理解を求めました。</p> <p>(2) 初診待ち患者の大きな要因としては医師不足の問題があります。平成 23 年度末には、4 名にまで医師数が減少していましたが、平成 24 年度中に 4 名の医師を採用することができました。(平成 24 年 6 月に 1 名、平成 25 年 3 月に 1 名退職により、平成 25 年 4 月 1 日以降は 6 名体制で対応します。) また非常勤医師の確保にも努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 新任医師は、あすなろ学園の治療方針や児童精神科医師としての経験が浅いことにより、着任と同時に新患外来治療にあたるものではないため、チーム医療として入院治療を中心に取り組んでいます。</p> <p>このように取組を進めていますが、2 月末現在で、新規外来患者数は、目標値の 511 人に対し、319 人となっており達成がかなり厳しい状況となっています。また、入院延べ患者数は、目標値の 25,510 人に対し、22,842 人となっており、若干目標値を下回る見込みとなっています。一方、外来延べ患者数は、目標値の 19,457 人に対し、16,059 人となっており、目標の達成は厳しいものの、徐々に改善傾向にあります。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 医師の採用や非常勤医師の回数を増やすなど、医師確保に努め、引き続き初診待ち患者の解消に向け取り組んでいきます。</p> <p>また、経営健全化目標数値の達成に向けて、引き続き運営会議の場などを活用して取組努力に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 42 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(副部長担当分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公益法人制度改革による新制度への移行を支援するため、所管法人を対象に、公益法人会計研修会や移行申請事務説明会を開催しました。なお、会計研修会は、部内関係各課職員も対象に含め、新制度に対する職員の理解を深めました。</p> <p>(1) 研修会 講師 公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 5 月 1 日「公益法人会計基準について」 法人参加者 27 名 関係各課職員 12 名 <p>(2) 移行申請事務説明会 講師 福祉監査課担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 5 月 2 日「移行認定申請書の記載方法について（事業）」 対象者 特例民法法人で、公益法人への移行を希望している法人の申請担当者 法人参加者 16 名 ・平成 24 年 5 月 8 日「移行認定申請書の記載方法について（会計）」 対象者 特例民法法人で、公益法人への移行を希望している法人の申請担当者 法人参加者 13 名 ・平成 24 年 5 月 10 日「移行認可申請書の記載方法について（事業・会計）」 対象者 特例民法法人で、一般法人への移行を希望している法人の申請担当者 法人参加者 42 名 <p>また、所管法人が多数であるため、法人が円滑に新制度へ移行できるよう、法人が希望する移行形態及び申請時期等を文書で照会し、移行手続きの進捗段階を明確にした一覧表を作成して、進捗管理を行いました。</p> <p>さらに、来庁相談に対応して助言指導をするだけでなく、電話・メールによる相談も受け、法人の利便を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>相談のあった法人に対し、新公益法人制度への移行について相談支援を行った結果、7 法人が公益法人へ、28 法人が一般法人へ、それぞれ移行が完了しました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>新公益法人制度への移行については、新会計基準による法人運営が必須であることから、平成 25 年度においても、全法人を対象にした公益法人会計の研修会を開催します。</p> <p>また、平成 25 年度に移行手続きを希望した 8 法人に対して、25 年 11 月までに移行申請手続きが完了するよう、支援を行っていきます。</p> <p>なお、平成 24 年 11 月の内閣府からの通知により、平成 25 年 11 月までに申請が行われた場合、新公益法人制度への移行は、その年度途中ではなく、新年度（平成 26 年 4 月 1 日）の移行とすることが可能となったところです。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (私立学校施設の耐震化の推進)</p> <p>(1) 県ではこれまでも私立学校施設の耐震化に取り組んできたが、平成 23 年度末において耐震化済建物は 81 棟、耐震診断済建物は 87 棟であり、耐震化率については 87.8%と依然として公立学校よりも 9.6 ポイント低いものとなっている。</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、県では 23 年度に耐震化に向けた取組計画の調査を未実施学校に対して行うとともに、24 年度から私立学校校舎等耐震化整備費補助金を創設している。</p> <p>今後は、毎年度耐震化に向けた取組計画の調査を実施し、同調査結果に基づき学校と連絡を密にして適宜助言等を行い、「みえ県民力ビジョン」に示した耐震化率が着実に達成されるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 未耐震の校舎等が残存している学校法人に対しては取組を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人に対しては私立学校校舎等耐震化整備費補助金により助成を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 24 年度末の私立学校の耐震化率は 89.8%になる見込みであり、選択・集中プログラムにおける平成 24 年度の耐震化率の計画数値である 88.4%を達成する見込みです。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、未耐震の校舎等が残存している学校法人に対しては取組を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人に対しては私立学校校舎等耐震化整備費補助金により助成を行い、選択・集中プログラムにおける平成 25 年度の耐震化率の計画数値である 91.6%が達成できるよう取り組みます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (新博物館の整備と歴史的価値のある公文書の利用・引継ぎ)</p> <p>(2) 新博物館の整備については、平成22年3月に県議会において附帯決議がなされ、23年1月に建設工事に着手した。</p> <p>26年春の開館に向けて「県議会における3項目の附帯決議」及び「整備の前提となる7項目」について着実に具体的な対応策を講じられたい。</p> <p>また、新博物館は公文書館機能を兼ね備える予定であるが、開館時に公文書館機能が発揮されるよう、関係部局と連携して、地域機関からの歴史的公文書の引継ぎを進めるとともに、県民等への閲覧方法等を早期に決定し、公文書管理規程に反映されたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
講じた措置
平成24年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 附帯決議について</p> <p>① 認知度の向上 県内各地において、県や市町のもつ広報媒体（県政だより、テレビ、ラジオ等）などを活用した広報、公共施設・交通機関等への看板設置、新聞・雑誌への寄稿、観光施設やイベント会場でのPRなど、自分からアクションを起こさないと情報が入手できない手法だけでなく、受動的に「目や耳に入る」方法を工夫しながら、認知度向上に向けた取組を実施しています。</p> <p>② 県産材の活用 来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入ってしまうほどの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。</p> <p>③ 文化交流ゾーンの形成 図書館と公文書館機能を含めた資料や情報を活用しやすくするための取組や、魅力的で多彩な文化交流ゾーン全体での催しを企画するなど、関係機関等で連携方策を検討しています。</p> <p>(2) 「7項目」について</p> <p>① 県費負担の削減 支出の削減に向けた支出項目及び金額の精査を進めるとともに、新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーである民間企業との連携促進に向け、寄附・協賛といった資金的な協力、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携等、さまざまな観点からの連携実現に向け、具体的なメニューをとりまとめました。</p> <p>② 広報体制強化 県民の皆さんに、新県立博物館の概要や取組について知っていただくとともに、個人、団体、企業などさまざまな主体による「みんなで作る博物館」づくりを推進するため、昨年度策定した広報戦略に基づき、広聴広報活動を実施しました。</p> <p>③ 外部有識者による委員会 新県立博物館での活動や運営に関する方針やしくみの構築に向けて、総合的・俯瞰的な助言をいただくために設置した「新三重県立博物館（仮称）経営向上懇話会」を開催し、運営形態に関する考え方等について意見をいただきました。</p> <p>④ 民間の参画による経営基盤確立 支出の削減に向けた支出項目及び金額の精査を進めるとともに、新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーである民間企業との連携促進に向け、寄附・協賛といった資金的な協力、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携等、さまざまな観点からの連携実現に向け、具体的なメニューをとりまとめました。（再掲）</p> <p>⑤ 現博物館の解決策 地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。</p> <p>⑥ 自然エネルギーの活用拡大 建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーとして「太陽光発電」及び「風力と</p>

太陽光発電による外構照明」をリストアップし、導入拡大の検討を行いました。

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

学識経験者を交えた勉強会を行っているほか、地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しを行うなど、評価と改善の仕組みづくりを進めています。

(3) 公文書館機能について

地域機関からの引継ぎについては、関係課との調整を行い、公文書管理規程を受けた歴史的公文書の選別事務処理要領の改正を検討しました。公文書の公開については、新博物館整備推進プロジェクトチームと文化振興課において県民等への閲覧方法等について検討を進めてきました。

2 取組の成果

(1) 附帯決議について

① 認知度の向上

昨年度作成した「広報戦略」に基づいて、認知度向上に向けた取組を引き続き実施していくこととしています。

② 県産材の活用

来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入っすぐの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。

③ 文化交流ゾーンの形成

上記取組内容のほか、県民の方や県議会からも意見をいただいている、総合文化センターと新県立博物館との間の移動を安全かつスムーズに行うための連絡ブリッジ、道路移設、敷地改良など、周辺環境の整備を行うための整備を進めています。

(2) 「7項目」について

① 県費負担の削減

随時、企業訪問や各種イベントでの周知・依頼を行い、寄附・協賛といった資金的な協力とともにさまざまな形での連携について、民間の参加促進を図ります。

これらの取組成果を元に、平成23年12月に示した収支計画案の精緻化を図り、平成25年度に収支計画を作成し、県費負担2割削減を実現できるよう取り組みます。

② 広報体制強化

新県立博物館の開館時期や取組概要を知っていただくための広報や、館長出張講演会等を通じた博物館に興味を持っていただくための広報を実施するとともに、開館に向けた期待感を醸成するためのイベントや大規模な広報についても実施していきます。

③ 外部有識者による委員会

「新県立博物館の運営形態に関する考え方」「みえ マイ ミュージアム(MMM)プロジェクトの進捗状況」等をテーマに意見の聞き取りを行いました。いただいた意見を踏まえながら、新県立博物館の効果的、効率的な運営に向けた方針や体制の構築を進めていくこととしています。

④ 民間の参画による経営基盤確立

随時、企業訪問や各種イベントでの周知・依頼を行い、寄附・協賛といった資金的な協力とともにさまざまな形での連携について、民間の参加促進を図ります。

これらの取組成果を元に、平成23年12月に示した収支計画案の精緻化を図り、平成25年度に収支計画を作成し、県費負担2割削減を実現できるよう取り組みます。(再掲)

⑤ 現博物館の解決策

地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。

⑥ 自然エネルギーの活用拡大

交流創造エリア屋根上部への太陽光パネル(20kw)及び展示室屋根上部への太陽光パネル(100kw)を設置しました。

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しを行う等、評価と改善の仕組みづくりを進めます。

(3) 公文書館機能について

地域機関からの引継ぎを進めるため、歴史的公文書の選別事務処理要領の改正を行いました。公文書の公開については、他県の先行事例を参考に、新博物館整備推進プロジェクトチームと文

化振興課において県民等への閲覧方法等について検討を進めました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

「整備を進める前提となる 7 つの項目」と「博物館づくりの 3 つの方向性」については、新県立博物館の活動と運営の仕組みづくりや、展示内容のつくり込みを進める中で反映させていきます。

なお、これらについては、毎年度作成する「新県立博物館の活動と運営」の中で、取組状況を報告することとしています。

公文書館機能については、平成 25 年度前半に地域機関に選別事務処理要領の改正内容の周知を図り、本庁各課の引継ぎ・選別の目処がつく平成 25 年度後半に地域機関からの引継ぎを開始します。

公文書の県民等への閲覧方法等については、関係課と調整しながら検討を進め、考え方を整理したうえで、県民や各部局等への周知を行います。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (人権啓発等の推進)</p> <p>(3) 人権尊重社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談等、様々な取組を行っているところであるが、平成23年度においても、依然として人権侵害が発生しており、県の人権相談件数も増加し、また、その手段についてもインターネットを介すなど、より多様化、複雑化してきている。 今後も引き続き、「三重県人権施策基本方針」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」等に基づき、関係機関が専門性を発揮しつつ相互に連携することによって、人権が尊重される社会づくりを推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(人権・社会参画・生活安全担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 2011(平成23)年3月に策定した「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権尊重社会を実現するための取組を総合的に推進しました。また、人権を取り巻く社会環境が変化していることから、県民の人権意識を把握するため、人権に関する三重県民意識調査を実施しました。</p> <p>(2) 県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくことができることを目標として、学校と連携した人権メッセージやポスターの募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、企業と連携した商業施設の展示スペースや各種イベント会場における移動啓発事業を積極的に行うなど、誰もが人権を身近に感じてもらうための取組を実施しました。また、「差別をなくす強調月間」(11月11日～12月10日)を中心に、津地方法務局や三重県人権擁護委員連合会と連携した街頭啓発を実施するとともに、県内各地域において、その地域の特性やニーズに応じた人権啓発を実施していけるよう、市町が行う啓発活動に対して支援を行いました。</p> <p>(3) 人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供しました。</p> <p>(4) インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、モニタリングを実施するとともに、人材育成支援として、モニタリング活動のリーダーを養成する講座を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策の推進を図るとともに、前年度の取組をまとめた「年次報告」を作成し、ホームページでの公表や関係機関との情報共有を図ることができました。</p> <p>(2) 「差別をなくす強調月間」を中心に、市町や国等と連携して各種の啓発活動に取り組み、多くの県民に参加をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスターの募集(参加者数 211校 延べ28,577人) ・人権メッセージの募集(参加者数 延べ1,866人) ・スポーツ組織との連携事業(参加者数 啓発試合3回 延べ1,525人 サッカー教室等 延べ1,049人) ・移動啓発事業(県内12箇所実施) ・街頭啓発等(県内34箇所実施) <p>(3) 「人権に係わる相談員のスキルアップ講座」を開催し、相談員の資質向上を図りました。(参加者数 16講座 延べ990人) また、相談員交流会を開催し、相談員相互のネットワーク形成を進めました。(参加者数 2回 延べ25人)</p> <p>(4) インターネット上の差別的書き込み等に対するモニタリングを実施し、拡散防止のためプロバイダに削除要請を行いました。また、地域が主体となって、インターネット上の人権侵害に適切に対応できる人材を育成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットモニターリーダー養成講座の開催(参加者数 3回 合計49人)

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 人権が尊重される社会を実現していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき施策の進捗管理を行うとともに、国や市町等と連携した取組の実施や、庁内各部の横断的な取組を推進します。また、「人権に関する三重県民意識調査」の調査結果の詳細分析を実施し、今後の人権行政推進のために活用するとともに、「三重県人権施策基本方針」の見直しのための基礎データとしても活用します。
- (2) 人権啓発の拠点としての三重県人権センターの利用促進を図るとともに、人権メッセージ・ポスターの募集などの県民参加型の人権啓発事業、スポーツ組織と連携した人権啓発イベント、商業施設の展示スペース等での移動啓発事業などの各種啓発事業を引き続き実施します。また、津地方務局、三重県人権擁護委員連合会と連携し街頭啓発を実施するとともに、各市町が行う人権啓発活動に支援を行います。
- (3) NPO・民間団体等を含めた各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座と相談員交流会を実施します。
- (4) インターネット上にある差別的書き込みに対応するため、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者の交通事故防止対策の強化)</p> <p>(4) 交通事故については、様々な取組により、平成 23 年の人身事故件数は 10,420 件で前年より 855 件減少、負傷者数は 13,813 人で前年より 1,065 人減少、死者数については 95 人で前年より 40 人減と大幅な減少に至っている。</p> <p>しかし、高齢者死者数の割合は漸増し、運転中、同乗中に死亡に至る割合も増加傾向にある。高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(人権・社会参画・生活安全担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>第 9 次三重県交通安全計画（計画期間：平成 23～27 年度）に基づき、「子ども」とともに「高齢者の安全確保」を交通安全対策を考える視点の一つとして、交通安全教育や啓発活動等の推進を図りました。主な内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、関係機関等と連携して、運動を展開しました。</p> <p>(2) 各地区の指定自動車教習所において、老人クラブで交通安全活動を推進する「交通安全活動指導員（シルバーリーダー）」を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、シルバーリーダーが地域や老人クラブにおいてより活発に活動できるよう支援を行いました。（18 回実施、311 人受講）</p> <p>(3) 各地域の老人クラブ連合会等との連携のもと、シルバーリーダー連絡会議を開催し、必要な情報の提供、活動に対する助言、指導、提案等を行い、シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。（15 回実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、通学路における交通安全指導の実施、街頭啓発活動の実施など、さまざまな交通安全活動が展開されました。</p> <p>(2) 平成 24 年における交通事故死者数は 95 人で前年と同数でしたが、高齢者の交通事故死者数は 48 人（構成率で 50.5%）となり、前年と比較して 5 人（構成率で 5.3%）減らすことができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後、高齢者等の交通事故抑止対策の推進がますます重要となることから、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。</p> <p>(2) 老人クラブ会員以外にも高齢者に対する働きかけや、多様な場所での交通安全教育を実施するため、社会福祉協議会などを通じたシルバーリーダーの募集を実施いたします。</p> <p>(3) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新しいシルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図るため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報の提供を行うなど、地域で行う交通安全活動の広がりを支援します。</p> <p style="text-align: center;">(育成人数の目標 300 人以上 18 回実施、連絡会議開催回数：18 回予定)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (P C B未処理長期保管廃棄物等の処理に関する国等への働きかけの継続) (5) ポリ塩化ビフェニル (P C B) 未処理長期保管廃棄物については、法により平成 28 年 7 月までの処理が義務づけられているが、処理の受皿となる国指定の拠点的处理施設での処理がはかどっていない。 これは同施設での受入体制が整っていないことがその要因であることから、国等に対して円滑な処理について継続的に働きかけを行われない。 (廃棄物対策局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 環境省出席のもと開催された平成 24 年度第 1 回 P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会において、国指定の拠点的处理施設のうち、安定器等・汚染物の処理施設が整備されている北海道及び北九州の処理施設において、当該地域の理解を得ながら処理施設が未整備である豊田事業エリアの分についても、受入を要請するよう環境省に三重県から要望を行いました。</p> <p>2 取組の成果 P C B 廃棄物の処理に関し、現行の処分の期間（平成 28 年 7 月まで）内の処理完了が困難である現状を踏まえ、P C B 特別措置法の処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日に延長されました。（平成 24 年 12 月 12 日公布、同日施行） また、国において平成 23 年 10 月に P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が設置され、P C B 廃棄物の処理に関する課題等の検討がなされ、今後の対応方針が平成 24 年 8 月に報告書として示されたことから、当該報告書や自治体の意見等をもとに、環境省において国指定の拠点的处理施設の在り方を含めた P C B 廃棄物の処理に関する方向性について、検討がなされているところです。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>P C B 廃棄物の円滑な処理体制が確保されるよう、今後も機会を捉えて環境省に働きかけを継続します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 大気汚染常時監視機器購入に係る弁償金の収入未済額が 29,784,153 円（対前年度比皆増）あるので、今後もその収入未済額の減少に努められたい。（環境担当分野）</p> <p>(イ) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 261,000 円（対前年度比 93.8%）あり、前年度と比べて 17,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に努められたい。（人権・社会参画・生活安全担当分野）</p> <p>(ウ) 産業廃棄物不適正処理代執行費用等の収入未済額が 2,075,908,836 円（対前年度比 108.9%）あり、前年度と比べて 169,658,157 円増加しているもので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。（廃棄物対策局）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 平成 24 年 3 月 29 日に損害賠償を求めて訴訟を提起し、現在も継続中です。</p> <p>(イ) 収入未済金の回収に向けて、月 1 回程度債権者宅を訪問するなどにより面談を行い、納付を促しました。</p> <p>(ウ) ① 産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用の徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することとなっています。 平成 24 年度においては、国税徴収法に基づき、滞納者（原因者）の財産調査を実施するとともに、預金等の差押を実施しました。 また、滞納者（原因者）との面談などを通じ、分割納付など自主的な納付を求めました。</p> <p>② 平成 22 年度より発生している PCB 事務管理費用 558,627 円については、三重県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用です。 当該管理義務者に対しては平成 23 年 3 月 9 日付けで管理義務を通知するとともに、事務管理費用の請求を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) これまで、4 回の期日において、主張、反論等行いました。</p> <p>(イ) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等において 23,000 円納付されました。（残額計 238,000 円 平成 25 年 3 月末現在）</p> <p>(ウ) ① 平成 25 年 3 月末現在で、663,720 円（各事案計）を預金等の差押や自主的な納付により収納しました。</p> <p>② 平成 25 年 3 月末現在において、150,000 円の回収が実現されました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(ア) 引き続き、県の主張が認められるよう、代理人と協力し訴訟を進めます。</p> <p>(イ) 今後も定期的に債権者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。</p> <p>(ウ) ① 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者（原因者）の財産状況の把握を行い、換価可能資産の差押に努めるとともに、滞納者（原因者）と面談を行い、自主的な納付を行うよう強く指導していきます。</p> <p>② 今後も、当該管理義務者に対して粘り強く事務管理費用の請求を実施していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された情報公開文書複写料の収納処理が遅延していた。</p> <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年 8 月 9 日に情報公開文書手数料を現金で受け入れたが、就業時間終了間近であったため、翌日に収納すべく事務所内の金庫へ保管しました。しかしながら、金庫内に保管する際、通常的位置と違う位置へ保管したため、翌日以降収納を失念し、9 月 30 日に発見し収納するまで金庫内に保管したままとなりました。</p> <p>再発を防ぐため、現金を受け入れた際は、他職員にも声掛けし情報を共有するとともに金庫内保管位置の徹底を図りました。</p> <p>また、定期的に財務会計システムにより現金日計表のチェックを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これらの取り組みにより、平成 24 年度においては収納処理の遅延は発生していません。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、他職員への声掛けと金庫内保管位置の徹底を図るとともに、定期的な現金日計表のチェックを行い、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【みえ県民交流センター清掃管理等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。 <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p> <p>(2) 【三重県環境総合監視システム平成 23 年度機能拡張業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(環境担当分野)</p> <p>(3) 【平成 23 年度産業廃棄物不適正処理事案検証資料作成業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札指名者内申書の「委託名」及び「委託の施行箇所」欄の記載に誤りがあった。 ・ 個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 <p style="text-align: right;">(廃棄物対策局)</p> <p>(4) 【不法投棄によるVOC汚染サイトの環境修復技術・評価に関する研究(浄化法開発研究)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(保健環境研究所)</p> <p>(5) 【不法投棄によるVOC汚染サイトの環境修復技術・評価に関する研究(調査法研究)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(保健環境研究所)</p> <p>(6) 【東北関連企画第 2 回トークライブ(8 月 21 日)業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺いに契約相手方、随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。 <p style="text-align: right;">(図書館)</p> <p>(7) 【三重県立図書館配送・配本サービス等補助業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。 <p style="text-align: right;">(図書館)</p> <p>(8) 【平成 23 年度図書館所蔵地域新聞デジタル化委託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。 <p style="text-align: right;">(図書館)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) みえ県民交流センター清掃管理業務につきましては、複数年での契約を行っており、平成 20 年度～23 年度にかかる委託契約について予定価格調書が作成されておらず、再委託の実施にあたっての承認手続きがされていなかったものです。なお、平成 24 年度以降分にかかる委託契約については、予定価格調書を作成するとともに、再委託の実施にあたりまして承認手続きを実施しております。</p> <p>(2) 出納局のチェックリストを活用し、契約時に必要な事項を確認することとしました。</p> <p>(3) 「委託名」及び「委託の施行箇所」欄の誤表記については、同様の事例を招かないように、作成時における確認を徹底し、一連の事務処理を適切に行うよう努めました。また、個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかったことについては、実施業務の内容に応じ、条項を適切に規定し、運用するよう努めました。</p> <p>(4)(5) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(6) 会計事務の適正な執行について、職員に周知徹底しました。</p> <p>また、契約相手方、随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった契約については、契約相手方、随意契約の根拠及び理由を明確に記載して、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(7) 書類作成時に十分確認して「個人情報取扱特記事項」を添付するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>(8) ・ 契約書作成時に「個人情報の適正管理に係る条項」を規定するよう職員に周知徹底しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県事務決裁及び委任規則や三重県公印規則、同取扱規程等の関係法令について平素からの周知に努めるとともに公文書取扱主任者等の役割の徹底を図りました。

2 取組の成果

- (1)(2) 以後は適切な委託契約手続きを実施しています。
- (3) 平成 24 年度において同様の事例は発生しておらず、事務処理の遺漏防止が図られました。
- (4)(5) チェック体制の強化を行い、適切な会計事務の執行に努めています。
- (6) 会計規則に従い適正に処理しています。
- (7) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則に従い適正に書類を作成しています。
- (8) ・会計規則に従い適正に書類を作成しています。
・以降は、「公印・校合」もれは発生していません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も契約行為を行うに際して予定価格調書の作成を徹底するとともに、再委託の実施が必要な場合には適切な手続きを行います。
- (2) 本年度と同様にチェックリストを活用し、適切な事務を行っていきます。
- (3) 引き続き適正な事務処理の遂行に努めていきます。
- (4)(5) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (6) 引き続き、会計規則を遵守し適正な処理に努めます。
- (7) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めています。
- (8) ・会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めています。
・今後も、再度の発生を防止するため、公文書に関して更なる意識向上に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【人権啓発活動推進事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業等実施状況報告書が提出されていなかった。 (人権センター)
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 24 年 9 月、三重県補助金等交付規則に従い補助対象市町に対し、補助事業等実施状況報告書の提出を行わせました。</p> <p>2 取組の成果 全補助対象市町より補助事業等実施状況報告書の提出がありました。また、報告により補助対象事業が適正に執行されていることも確認しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、適正な事務処理を行うように努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【第 66 回全国私立学校審議会連合会総会愛媛大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(2) 【第 26 回人権啓発研究集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(3) 【東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書が 1 名分しか作成されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (環境担当分野) <p>(4) 【東日本大震災状況調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (廃棄物対策局) <p>(5) 【部落解放研究第 45 回全国集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津県民センター) <p>(6) 【都道府県旅券事務担当新任者研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢県民センター) <p>(7) 【部落解放研究第 45 回全国集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢県民センター) <p>(8) 【第 26 回人権啓発集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢県民センター) <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 復命書の総合文書管理システムへの登録を周知徹底しました。</p> <p>(3) ・ 復命書は、公用文の手引きに記載された「作成上の注意」等に基づき作成し、旅行命令権者等は回議の際にその内容のチェックを行うことを徹底しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合文書管理システムの活用・登録を実施するよう周知徹底しました。 <p>(4) 復命書は、紙決裁で処理したものに決裁後文書登録をしていないものがあつたため、総合文書管理システムでの入力徹底を職員に周知しました。</p> <p>(5) 簡易決裁用紙による復命書の決裁方法を総合文書管理システムによる決裁方法に改め、各課単位で復命書の簿冊に綴ることにしました。</p> <p>(6)～(8) 全職員に対し復命書の件名等の総合文書管理システムへの登録を行うよう周知指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 復命書の総合文書管理システムへの登録が徹底され、適正な事務処理が図られました。</p> <p>(3) 適正な文書処理が行われ、総合文書管理システムへの登録もれもなくなりました。</p> <p>(4) 総合文書管理システムでの起案作成、登録を行うほか、簡易処理後の文書についても同システムでの登録を徹底しました。</p> <p>(5) 総合文書管理システムによる復命書決裁にしたため、文書の登録漏れがなくなり適正な文書管理を行うことができました。</p> <p>(6)～(8) 復命書の件名等について、総合文書管理システムへの登録が徹底されました。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 復命書の総合文書管理システムへの登録を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 平成 25 年度も、引き続き、総合文書管理システムを使用した、復命書の作成を徹底します。</p> <p>(3) 平成 24 年度に実施した取組内容を継続して実施します。</p>

- (4) 平成 25 年度以降も総合文書管理システムへの登録を行います。
- (5) 平成 24 年度と同様、総合文書管理システムによる復命書決裁を実施し、適正な文書管理に努めます。
- (6)～(8) 新年度に改めて全職員に対し、総合文書管理システムへの登録について周知徹底します。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 物品等購入 (1) 請求書及び納品書に日付の記載がないものがあった。 (環境担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度 1 実施した取組内容 納品の際、日付の記載についても確認し、記載がない場合は事業者に記載を求めることとしました。 2 取組の成果 適切に支払い事務を遂行することができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、本年度と同様にチェックを行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 普通財産の貸付契約に係る管財室長への報告がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(2) 公有財産定期報告が期限内に提出されていなかった。 (環境担当分野)</p> <p>(3) 公有財産の異動報告漏れがあった。 (環境担当分野)</p> <p>(4) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (図書館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県公有財産規則に定める報告義務について課内で周知を図るとともに、平成 25 年 1 月 28 日付け事務連絡において、総務部管財課長あてに、貸付の報告を行いました。</p> <p>(2) (3) 報告漏れとなっていた財産の異動報告を行いました。</p> <p>(4) 公有財産使用許可（貸付）台帳の記帳、整理が必要なことを担当者及び企画総務課で再確認し、過去にさかのぼり確認整理を実施しました。今後担当者が異動した場合も的確に引き継ぎを実施することを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 当該報告義務について、課内で十分に認識されるとともに、三重県公有財産規則で定める「貸付報告」の未了の状態を解消しました。</p> <p>(2) (3) 公有財産台帳が適正な状況となりました。</p> <p>(4) 整理されていなかった台帳を適切に整理できました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 平成 26 年 3 月期の、次期 5 ヶ年の契約更新に向けて、契約締結の伺いとともに、管財課長への貸付報告手続きについても遺漏なく行うよう、課内での注意喚起に努めてまいります。</p> <p>(2) (3) 当該事例があったことを引継書に記載し、担当者で共有し、同様の事例を防止します。</p> <p>(4) 引き続き事務を適切に実施してまいります。担当者異動に伴う引き継ぎを確実に実施します。</p>

<p>監査の結果</p>								
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 公用車の損傷（修理代 78,192 円）</td> <td style="text-align: right;">（廃棄物対策局）</td> </tr> <tr> <td>(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 78,000 円）</td> <td style="text-align: right;">（津県民センター）</td> </tr> <tr> <td>(3) 公用車の損傷（修理代 14,259 円）</td> <td style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</td> </tr> <tr> <td>(4) 所在不明図書（39 冊、取得価格 63,679 円）</td> <td style="text-align: right;">（図書館）</td> </tr> </table>	(1) 公用車の損傷（修理代 78,192 円）	（廃棄物対策局）	(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 78,000 円）	（津県民センター）	(3) 公用車の損傷（修理代 14,259 円）	（桑名農政環境事務所）	(4) 所在不明図書（39 冊、取得価格 63,679 円）	（図書館）
(1) 公用車の損傷（修理代 78,192 円）	（廃棄物対策局）							
(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 78,000 円）	（津県民センター）							
(3) 公用車の損傷（修理代 14,259 円）	（桑名農政環境事務所）							
(4) 所在不明図書（39 冊、取得価格 63,679 円）	（図書館）							
<p>講じた措置</p>								
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転前の始業点検や使用後の状況確認の実施について、所属内で周知を図り、公用車の適切な管理を行うよう努めました。 (2) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、所属職員に精密機器周辺への注意徹底と県有財産の適正な管理について周知を図りました。 (3) 始業点検の際に、公用車のオイル漏れに気付きました。原因は不明ですが、走行中に、路上の石や落下物等が車体下部に激突、あるいは悪路で車体を底打ち等したことによるものと推察されます。所属職員には、安全運転に努めることは勿論のこと、常に損傷に繋がるようなリスクにも留意し、適切な運行管理に努めるよう周知徹底しました。 (4) 磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、この装置に反応するタトルテープを本に装着することによって、不明図書の防止と抑止に努め適正な管理運営を行っています。 また、利用者の特に多い夏季期間中に館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れない」などの周知を行っています。 <p>2 取組の成果</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 24 年度においては、同様の事例は発生しておりません。 (2) 職員のパソコン等の県有財産に対する注意意識が高まり、平成 24 年度は損傷事案はありませんでした。 (3) 職員の安全意識及び県有財産管理意識が向上しました。 (4) 磁気式図書貸出確認装置導入により導入以前に比較して減少しており、着実に成果を上げています。また、職員に対しても正規の貸出手続きへの意識について喚起しているところです。 								
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 25 年度以降においても、引き続き公用車の適正な管理に努めていきます。 (2) 今後も職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。 (3) 交通事故や不注意による公用車の損傷が生じることがないように、引き続き交通安全及び県有財産の適切な管理について注意喚起を行っていきます。 (4) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに今後とも来館者に対して注意を喚起し不明図書の縮減に努めていきます。 								

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 報償費の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (副部長担当分野)</p> <p>(2) 金庫内に個人所有の郵券証紙が保管されていた。 (人権・社会参画・生活安全担当分野)</p> <p>(3) 郵券証紙類の整理を物品出納簿で行っているが、所属長の押印がされていないものがあった。 (博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 博物館の調査・研究にかかる委員会など、報償費支払対象の方には、公務員の方もいることから、報償費支払の際には、支払可能な方か否かの確認を徹底しました。</p> <p>(2) 金庫内の整理を行い、財産が適正に管理されているか確認を行うよう徹底しました。</p> <p>(3) 月の初日に前月の郵券証紙類出納簿の内容を、1か月分まとめて財務会計システムに反映させることから、その際再度郵券証紙類出納簿に押印漏れ等がないかの確認を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 事業担当者、経理担当者が確認を行うことにより、適切に事務処理を行いました。</p> <p>(2) 金庫内を整理し、適正な財産管理を図っています。</p> <p>(3) 複数の職員が押印漏れ等の確認を行うことで、適切に事務処理を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、報償費支払についての要否確認を徹底し、適切に処理するよう努めます。</p> <p>(2) 引き続き、適正な財産管理に努めます。</p> <p>(3) 引き続き、切手等を使用した際は所属長が押印した郵券証紙類出納簿を作成し、適切な管理を行うよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（廃車：取得価格 1,634,900 円）（副部長担当分野）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 167,317 円）（廃棄物対策局）</p> <p>(3) 自損事故（物損額：県 31,500 円）（尾鷲県民センター）</p> <p>(4) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物 損 額：県 0 円・相手 0 円）</p> <p>（治療費等：県 0 円・相手 498,260 円）（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 災害支援派遣業務において現場を走行中、左前方のタイヤの破裂により突然ハンドルが左に取られ、電柱へ衝突したものです。当該職員には重大な過失はなかったものと考えられますが、当該職員に対して、公用車の安全運転、県有財産の適正管理について注意喚起を行いました。また、職員が交通安全研修を受講し、安全運転管理及び交通事故防止について、職場内で情報共有を行いました。</p> <p>(2) 公用車の運行管理及び職員の安全意識について、所属内で周知を図り、公用車の適切な管理を行うよう努めました。</p> <p>(3) 安全運転及び交通事故防止について、所内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(4) 今回の事故の原因は、公用車で右折する際、右前方の確認が不十分であったため、当該付近を通行していた自転車と接触したものです。</p> <p>当該職員には、安全運転及び交通事故防止について徹底するよう指導するとともに、室長会議等機会のある毎、注意喚起を行いました。</p> <p>また、県民センターの実施する交通安全講習会へ職員が積極的な参加を行うとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ職員全員が参加をし、職員の安全運転意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全研修の受講及び職場内での情報共有により、交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p> <p>(2) 平成 24 年度においては、同様の事例は発生しておりません。</p> <p>(3) 引き続き、安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行っていきます。</p> <p>(4) 機会ある毎の注意喚起及び「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への参加により、交通安全意識の高揚が図られました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(2) 平成 25 年度以降においても、引き続き公用車の適正な管理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(4) 今後も、継続して機会ある毎の注意喚起を行うとともに、交通安全研修会、無事故・無違反チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で17法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成20年12月の公益法人制度改革三法の施行後、円滑な新制度への移行を促すため、所管特例民法法人に対し説明等を随時実施してきました。</p> <p>平成24年度におきましては、平成25年4月1日付け移行をめざし多くの法人が移行認定・認可申請を行う年度であったことから、法人の意向調査の機会、今後の移行申請時期の確認等の機会を通じまして、法人の移行申請手続きの進捗状況を確認するとともに、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>② 随時、法人からの相談等に応じて、新制度への移行手続きに関する助言等を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年9月30日時点で未移行であった環境生活部所管の17法人のうち、7法人が公益法人への移行認定、7法人が一般法人への移行認可にかかる答申を既に受けています。(平成25年3月31日現在)</p> <p>また、残りの3法人につきましては、2法人が解散を予定しており、1法人については移行申請書の作成作業等新制度への移行に向けた準備が進められています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も引き続き、所管法人の移行手続き等の進捗状況を適宜把握しながら、必要な助言を行うことにより、移行期間内に適切な手続きを実施することができるよう努めていきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 三重県の地籍調査進捗率は平成 23 年度末 8.40%で、全国平均 50%よりも著しく低く、実施中の市町数は、前年度から 2 市町増加したものの 23 市町となっている。 地籍調査については、調査の進展により民間の土地取引や登記手続き等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減等が期待できるほか、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができることから、大規模災害への備えとして必要なものである。 地籍調査の促進のため、引き続き、休止市町の解消に向けた市町への働きかけ等の取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の町長や地籍主管部長、用地、財産管理関連担当者等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業を実施いただくよう働きかけました。</p> <p>(2) 市町が地籍調査をより効率的に実施できるよう、地籍調査着手前に行う計画・調査業務「地籍調査スタートアップ事業」を実施しました。</p> <p>(3) 民間開発等既存の測量・調査成果を国土調査の進捗に反映する「地籍整備推進調査」を実施しました。</p> <p>(4) 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査を活用し、市町の負担軽減に努めました。</p> <p>(5) 県庁内の地域連携部・県土整備部・農林水産部で構成する「三重県地籍調査推進会議」による横断的な取組を進めるとともに、公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や地籍調査を実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明し、地籍調査成果の活用を促しました。また、国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけました。</p> <p>(6) 県と市町等で構成する三重県国土調査推進協議会及び東海四県で構成する東海ブロック国土調査推進連絡協議会の主催により、市町等・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 1 町（朝日町）が事業実施に向け、具体的に調整しており、平成 25 年度から、実施団体（市町）は 24 となる見込みです。</p> <p>(2) 地籍調査スタートアップ事業については、4 市町（亀山市、明和町、伊勢市、度会町）が活用しました。</p> <p>(3) 地籍整備推進調査については、1 市（名張市）が活用しました。</p> <p>(4) 国土交通省直轄事業の境界基本調査については、9 市町（桑名市、鈴鹿市、津市、伊勢市、鳥羽市、名張市、明和町、玉城町、紀北町）が活用しました。</p> <p>(5) 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。</p> <p>(6) 市町職員や県地域機関担当者が、多くの研修会に参加しスキルアップが図れました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 地籍調査の休止市町（5 市町：四日市市、菰野町、松阪市、大紀町、南伊勢町）に対して、引き続き積極的な地籍調査実施への働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会・説明会等多くの機会をとらえて、事業の普及・啓発に取り組みます。
- (2) 地籍調査を推進するため、引き続き、市町へ支援を行っていきます。
- (3) 地籍調査の進捗を向上させるため、都市部・山村部における国直轄事業の境界基本調査の活用や民間開発・公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるように、国・県関係部局及び市町等と連携していきます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の土地利用策の推進)</p> <p>(2) 大仏山地域の旧工業団地予定地は、長期間に渡り未利用の状況が続いていたが、平成 21 年以降「大仏山地域土地利用検討協議会」等により、新たな土地利用や具体的な利用策について検討が進められてきている。また、23 年度には、地域住民等に対しヒアリングやアンケート調査を実施し、ニーズの把握等を行っている。</p> <p>今後さらに、地元市町、地域住民等と十分連携することにより、持続可能な管理運営の手法等の調査、検討を行い、早期に具体的な実施計画を策定できるよう取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>第 4 回「大仏山地域土地利用検討協議会」(平成 24 年 7 月 23 日開催)において、平成 23 年度に実施した周辺集落・活動団体・関係団体へのヒアリング、周辺住民アンケート等をもとに、多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測について報告を行いました。</p> <p>地域の多様な主体の連携による里山として保全・活用を図るうえで、散策路等最小限の基盤整備が必要であるため、それについて「協議会」の下部組織の調整会議を通じて議論を重ねました。</p> <p>また、大仏山地域周辺で活動を行っている市民団体に対しても、散策路の利用や今後の関わり方の観点からヒアリング調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>里山として保全・活用を図るうえで必要な散策路などの基盤整備や持続可能な整備・管理手法の検討を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 24 年度の取組の成果を踏まえて、里山の保全・活用にかかる、持続可能な利活用方法について早期に具体的計画が策定できるよう「大仏山地域土地利用検討協議会」において検討を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (J R 名松線の輸送体制)</p> <p>(3) 平成 21 年 10 月の台風により J R 名松線が被災し、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、J R 東海、津市及び県は、23 年 5 月に鉄道による全線復旧に向けた協定を締結した。対策工事の早期完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元市や関係機関等も交えて速やかに検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県は、J R 名松線の鉄道による復旧に向けた三者協定に基づき、治山事業を実施しています。また、J R 東海と津市とともに、復旧対策事業全体について打合せを定期的に行っています。</p> <p>(2) 運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた今後の対応について、津市と協議しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 治山事業については、概ね順調に進んでおり、施工が必要な 20 箇所のうち、5 箇所で工事が完了し、8 箇所の測量設計も終わっています。</p> <p>(2) 運行再開後の利用促進について、津市の関係部署で構成される会議等に参画し、検討しています。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) J R 名松線の日でも早い運行再開に向け、引き続き、J R 東海や津市と連携し、復旧対策事業を進めていきます。</p> <p>(2) 運行再開後の旅客乗車人数確保に向け、引き続き、津市等と連携し、利用促進について検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「美し国おこし・三重」の推進)</p> <p>(4) 「美し国おこし・三重」の取組について、平成 24 年 3 月に基本計画の改定を行い、より県民の参加を積極的に促進する姿勢へと方向転換したところである。</p> <p>しかし、地域での活動の主体となる「パートナーグループ」について、23 年度末の登録数は 342 団体と目標どおり進んでいないことから、より一層登録や活動支援の取組を強化して県民の参加を推進するとともに、取組終了後を見据えたパートナーグループ間等のネットワーク化を支援することにより、自立的、継続的な活動が行われるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地域支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) パートナーグループ（以下、PG という。）の登録については、平成 23 年度は登録数が減少している傾向にあったので、少しでも PG 登録をしていただくために、登録手続きを下記のとおり簡素化を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロデューサーの支援を直ちには必要とせず、広報や情報提供のみの提供でいいグループの場合プロデューサー面談を省略して、登録できるようにしました。 ・活動内容等を記入しやすくするため、活動趣旨・内容について項目を定めることなく自由に記載できる様式に変更しました。 <p>また、プロデュース業務を、地域の皆さんにとって、より身近な地域の間支援組織に委託するなど、地域で活動する皆さんに登録していただきやすい体制、環境の整備を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年 3 月末までの登録数を昨年度と比べると、登録数は約 2.2 倍と大幅な増加となりました。(平成 23 年度 4 月から 3 月の PG 登録数は 79 団体、平成 24 年度 4 月から 3 月の PG 登録数は 175 団体)</p> <p>また、平成 24 年度から四日市、津、松阪、伊勢志摩の 4 地域の間支援組織にプロデュース業務の移管を行い、県民の皆さんが参加しやすい環境づくりを行うなど、地域づくり活動への支援の強化に努めました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、皆さんの地域づくり活動を総合的に支援するとともに、既存の PG の自立・持続に向けた取組への支援についても、積極的に行っていきます。</p> <p>また、平成 26 年に実施する県民力拡大プロジェクトに向けて、広く情報を発信し、県民の皆さんに共感を得て、さらなる参加・参画を促進する事業の展開を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域活性化の推進)</p> <p>(5) 県南部地域では、第一次産業の衰退や工場誘致による雇用の場の確保が難しいことなどから、若者世代の人口流出と高齢化が進行しており、「みえ県民力ビジョン」において、「南部地域活性化プログラム」として取り組むこととしている。</p> <p>働く場の確保や定住促進のため地元市町等と連携しつつ、新たに設置した南部地域活性化基金事業等の活用を図り、地域資源を生かした集客交流や産業振興等の推進に取り組まれない。</p> <p>特に、東紀州地域への観光入り込み客数、熊野古道への来訪者については、紀伊半島大水害による影響もあり、前年度に比べ減少している。</p> <p>引き続き、地元市町や東紀州観光まちづくり公社等と連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点も活用し、集客交流の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化局)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県南部地域では、基幹産業である第一次産業の衰退や若者の流出などによる生産年齢人口の減少、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下しています。また、東紀州地域では、紀伊半島大水害からの早期の復興が求められています。</p> <p>このため、「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民力ビジョン行動計画」に位置づけ、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めています。また、東紀州地域においては、地域や関係機関等と連携して、集客交流や産業振興などの取組を総合的に進めています。</p> <p>(1) 南部地域の活性化に向けた取組</p> <p>南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用した事業化や集落支援モデルの構築事業の協議等を行うため、5月に「南部地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）」を13市町、有識者の参画を得て設置し、市町との連携体制を構築しました。協議会では、基金を活用した具体的な取組等の検討を進める場として、4つの部会（①集落支援・空き家活用、②移住・交流、③観光・交流、④起業支援）を設置し、共通課題の解決に向けた取組について市町と協議を重ねました。</p> <p>また、南部地域では、働く場の確保が大きな課題であることから、地域資源を活用した取組を進める事業者と連携して、雇用の創出を図りました。</p> <p>さらに、南部地域への移住を促進するため、市町と連携し、三大都市圏で「移住フェア」等を開催しました。</p> <p>一方、南部地域では、集落機能が弱くなっている地域が増えていることから、モデル地域を選定し、集落機能を維持するための取組を市町・大学と連携して進めました。平成24年度は尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成25年度からの取組に向けた準備を進めました。</p> <p>(2) 東紀州地域の活性化に向けた取組</p> <p>東紀州地域の活性化を図るため、東紀州観光まちづくり公社において観光振興や産業振興などに取り組みました。</p> <p>また、熊野古道センターにおいて熊野古道を中心とする企画展を開催するとともに、紀南中核的交流施設において、熊野里人市を4月から毎月開催するほか、3周年記念等の宿泊プランを販売するなど、集客交流の取組を進めました。</p> <p>紀伊半島大水害からの復興を進めるため、9月には紀南中核的交流施設において「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよら♪東紀州元気祭～」を開催しました。</p> <p>さらに、平成25年度までの高速道路の概成、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年は地域活性化にとって大きなチャンスであることから、東紀州地域5市町とともに「世界遺産登録10周年事業企画委員会」を7月に立ち上げ、集客交流の促進に向けた事業実施について検討・準備を行いま</p>

した。

2 取組の成果

(1) 南部地域の活性化に向けた取組について

基金の活用については、8月に協議会において基金を活用した事業計画案2件（①「紀南農業・農村担い手対策事業（熊野市、御浜町、紀宝町）」、②「漁業の担い手育成事業（志摩市、尾鷲市）」）を認定するとともに、11月には、平成25年度における事業計画案（幹線道路を活用した誘客促進事業、企業立地セミナー開催事業、地域資源を活用した雇用創出事業等）の協議・認定を行いました。

その他、地域資源を活用した取組を進める8事業者と連携して、10名の雇用を創出しました。

さらに、「移住フェア」については、9月に大阪においてNPO法人ふるさと回帰支援センター主催の「ふるさと回帰フェア」に三重県ブースを出展し、同会場において、奈良県、和歌山県と「紀伊半島」移住セミナーを開催するとともに、11月には東京において、県として初の試みである「三重県移住フェア」を開催しました。3月には名古屋において、岐阜県、滋賀県、福井県と共催で、「ふるさと暮らし相談会」を開催しました。

集落支援モデルの構築事業については、9月に、慶應義塾大学等の学生が尾鷲市早田および近隣集落において、また、四日市大学の学生が志摩市渡鹿野島においてフィールドワークを実施し、学生の目から見た集落が抱える課題への対応策や地域資源を活用した活性化への取組等について意見交換を行いました。その後、月1回のペースで地域住民と学生との話し合いの場を設け、地域課題の解決に向けた取組について議論を重ねました。

(2) 東紀州地域の活性化に向けた取組について

東紀州観光まちづくり公社を中心に、地域と一体となって観光振興、産業振興およびまちづくりを推進するとともに、集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用して、さまざまな情報発信、企画展の開催や体験プログラムの取組等を行いました。

熊野古道センターにおいては、「世界遺産図展」をはじめとする企画展や地域と連携した新しい古道の歩き方「天空の里育生町を歩く」などの交流イベント、「ひのきアート」などの体験教室を展開しました。屋外イベントが天候の影響を受けたことなどから、平成24年度の来館者数は対前年度比7.7%減となりましたが、平成25年2月から3月は23.0%増となるなど、復調の兆しが見られます。

紀南中核的交流施設においては、「オープン3周年記念プラン」など割安感や季節感のある宿泊プランの設定や「熊野古道体験ツアー」などの体験プログラムが実施されるとともに、本年4月から新たに毎月1回、小物や木工などの地域の手づくり作品を出展する「熊野里人市」が開催されました。さらに、県では、9月8日に、「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよら♪東紀州元気祭～」を開催し、約9,500人の参加がありました。このような取組により、平成24年度の宿泊客数は、対前年度比9.2%の増となりました。

平成25年度以降（取組予定等）

南部地域の活性化については、引き続き市町や大学と連携し、集落支援モデルの構築事業（新たに4地域を加えた6地域で実施）や、地域資源を活用して新たな事業展開を行う民間事業者等への雇用の創出面での支援など、基金を活用した事業（11事業）に取り組むとともに、地域外からの移住・定住に向けた情報発信などを行い、若者の働く場の確保や定住促進につなげていきます。

また、南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と常に情報を共有するとともに、関係部局の施策等を有効に活用しながら南部地域の活性化に向けて取り組んでいきます。

東紀州地域の活性化については、引き続き東紀州地域振興公社（平成25年4月1日より、東紀州観光まちづくり公社から名称変更）、熊野古道センター、紀南中核的交流施設において、観光・産業振興等の取組を進めていきます。

さらに、平成25年度は、式年遷宮や高速道路の概成に加え、世界遺産登録10周年の前年度にあたることから、地域や関係機関と連携して、熊野古道世界遺産登録10周年のプレイベントやキャンペーンの実施など次年度の誘客に向けた情報発信に取り組むとともに、10周年事業の準備を着実に進め、集客交流の促進を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【ウェブアクセシビリティ対応ホームページ作成システム (MACS+) 機能修正業務委託】 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。</p> <p>(2) 【地域間バス路線起点終点調査委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(3) 【グリーンツーリズムインストラクター育成スクール開催業務委託】 完了報告書受領後の完成検査が遅延していた。 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (地域支援担当分野)</p> <p>(4) 【みえスポーツフェスティバル 2011 開催事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (スポーツ推進局)</p> <p>(5) 【木曾岬干拓地区排水機等の運転及び維持管理に関する業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(6) 【木曾岬干拓地上水道管施設工事委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 執行伺いに特命随意契約理由が記載されていなかった。 変更契約書の契約日が記入されていなかった。 (桑名県民センター)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【離島航路整備事業補助金】 交付要領に基づく離島補助航路の指定及び事業者への通知が行われていなかった。 交付要領に基づき提出する航路損益計算書にかかる必要書類が未添付のものがあつた。 (南部地域活性化局)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)～(11) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) (地域支援担当分野) (スポーツ推進局) (南部地域活性化局) (桑名県民センター)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)(3)(4) 指摘があつた個人情報保護責任者等の書面での報告について、報告漏れがないように、事業担当者に周知しました。</p> <p>(2)(4) 指摘があつた出納局事前検査について、事業担当者に周知するとともに、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていこうとしました。</p> <p>(3) 完成検査の遅延について、事業担当者に周知するとともに、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていこうとしました。</p> <p>(5)(6) 事業担当者と経理担当者で業務委託のチェック体制に向けての検討を行いました。</p> <p>イ 補助金</p>

(1) 「離島航路整備事業補助金交付手続きの流れ及び申請事務等における添付書類チェックリスト」を作成し、航路事業者に対し、交付申請事務手続き上必要な書類等を改めて明示するとともに、今後の的確な事務処理を指導しました。

また、県においてもチェックリストを活用し、交付要領に基づく正しい事務処理の再確認と徹底を行いました。

ウ 旅費

復命書の総合文書管理システムへの登録について、課内会議等で職員への徹底を行いました。

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) (3) (4) 個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき適正な事務処理を行いました。
- (2) (4) (5) (6) 事業担当者と経理担当者の連携を密にし、適正な事務処理に努めました。
- (3) 引き続き、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていくこととしました。

イ 補助金

- (1) 航路事業者と県が共通の「チェックリスト」を使用することで、適正な事務処理の執行に向けた仕組みの構築を図りました。

ウ 旅費

復命書の総合文書管理システムへの登録について、登録漏れは解消されました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

イ 補助金

- (1) 今後とも適正な事務処理に努め、離島航路の確保維持事業の推進を図ります。また、毎年 6 月に開催される地域公共交通会議等の場において、航路事業者との意見交換、情報共有を通して補助金交付申請事務にかかる処理内容・スケジュール等の再確認を行います。

ウ 旅費

復命書等の総合文書管理システムの登録について引き続き職員に徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 「公有財産使用許可(貸付)台帳」が整理されていなかった。</p> <p>(2) 「行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。」 (南部地域活性化局)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷(廃棄:取得価格121,779円)</p> <p>(2) ハードディスクの損傷(修理代69,877円) (副部長担当分野)</p> <p>(3) 公用車の損傷(損害額77,805円)</p> <p>(4) 公用車の損傷(修理代79,118円)</p> <p>(5) 公用車の損傷(修理代14,700円) (地域支援担当分野)</p> <p>(6) 公用車の損傷(修理代0円) (南部地域活性化局)</p> <p>(7) プロジェクターの損傷(修理代28,805円) (四日市県民センター)</p> <p>(8) 公用車の損傷(修理代48,804円)</p> <p>(9) パソコンの損傷(廃棄:取得価格120,363円) (松阪県民センター)</p> <p>(10) 公用車の損傷(修理代18,900円)</p> <p>(11) 紀伊半島大水害による公用車の損傷(修理代485,982円)</p> <p>(12) 紀伊半島大水害による公用車の損傷(廃棄:取得価格1,666,518円) (熊野県民センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>三重県公有財産管理規則に基づき、速やかに「公有財産使用許可台帳」の整理を行うとともに、管財課長への報告を行いました。</p> <p>また、チェックリストを作成し、公有財産管理規則に基づく適切な処理の確認と徹底を行いました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) (2) (9) パソコン及び周辺機器類の取扱いには細心の注意を払うとともに、具体的な金品亡失事例を紹介し注意を促すメールを各所属に送付するなど県有財産の適正管理について、注意喚起を行いました。</p> <p>(3) (4) (5) (6) (8) (10) 安全運転及び交通事故防止について、所属内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(7) 図上訓練の実施中にプロジェクターとパソコンの接続コードに誤って足をかけてしまい、プロジェクターが床に落下し、レンズ部分を損傷しました。</p> <p>このため、職員が足を引っかけると危険性が高い場合には、配線コード類を床面に貼付する等の対策を講じるよう職員に周知しました。また、職員の危機管理意識を向上させるための職場内研修を実施しました。</p> <p>(11) (12) 紀伊半島大水害では、川の氾濫により熊野庁舎敷地が浸水するというこれまで経験したことのない状況になりました。水位の上昇が急激であったため、職員の安全確保の観点から公用車を退避させることが困難であったことにより損傷(修理及び廃棄)することになりました。</p> <p>なお、立地条件から現状敷地を嵩上げすることや新たな退避場所の確保等が物理的、また予算的に難しい状況であるため、今後大雨が予想される場合は、災害対策本部熊野地方部長が早い段階で災害対策上必要最小限の公用車を残し、東紀州(紀南)防災拠点施設への退避指示を行うこととしました。</p>

2 取組の成果

ア 財産管理状況

三重県公有財産管理規則に基づき「公有財産使用許可台帳」の整理等を行うとともに、事務処理チェックリストを作成し、再発防止に向けた対策を講じました。

イ 金品亡失

(1) (2) (9) 県有財産の適正管理について、注意喚起を行いました。

(3) (4) (5) (6) (8) (10) 安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行いました。

(7) 適正な取扱いが行われました。

(11) (12) 平成 24 年 6 月の台風 4 号、平成 24 年 9 月の台風 17 号による大雨の予想に対して、東紀州（紀南）防災拠点施設へ一部の公用車を退避しました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

事務処理チェックリスト等を活用し、引き続き適正な財産管理事務を行うよう努めます。

イ 金品亡失

(1) (2) (9) 引き続き、県有財産の適正管理について、職員の意識向上を図っていきます。

(3) (4) (5) (6) (8) (10) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。

(7) 今後も、職員の危機管理意識を向上させるための職場内研修を実施するなど再発防止に努めます。

(11) (12) 台風など事前に大雨の予想が可能なものはもとより、局地集中豪雨などの突発的なものに対しても災害対策本部熊野地方部長が的確・適切な判断を行い、最小限の公用車の損傷防止に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)金庫内に使用されていない公印が保管されていた。 (桑名県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>該当の「三重県北勢県民局企画調整部会計員印」を適切に廃棄しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適切な事務処理に努めました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 73,366 円)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 771,546 円・相手 0 円) (地域支援担当分野)</p> <p>(3) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%) (物損額：県 133,195 円・相手 85,000 円) (伊賀県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>(1) (2)安全運転及び交通事故防止について、所属内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(3)安全運転及び事故防止について、室内会議等で職員へ注意喚起を行うとともに、毎年度実施している職員交通安全研修 (平成 24 年 12 月実施済) について、内容の充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3)安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行いました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) (2) (3)引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) その他</p> <p>公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 16 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行または解散が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域連携部が所管する特例民法法人 16 法人のうち、公益法人又は一般法人へ移行する 13 法人について、円滑に移行申請が行われるよう事前相談や申請内容の協議等の支援を行うとともに、公益認定等審議会への諮問や認可事務等を実施しました。</p> <p>また、解散する 3 法人について、清算手続等が適切に行われるよう協議等を行うとともに、解散に必要な認可等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 移行する 13 法人のうち 1 法人について、平成 24 年 10 月 1 日に公益法人へ移行しました。また、7 法人について、平成 25 年 4 月 1 日に一般法人に移行するよう認可事務等を行いました。</p> <p>(2) 移行する 13 法人のうち未移行の 5 法人について、移行申請手続の準備が進みました。</p> <p>(3) 解散する 3 法人について、平成 24 年 11 月 21 日に 1 法人、平成 25 年 3 月 31 日に 2 法人が解散しました。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>移行期間である平成 25 年 11 月 30 日までに、未移行となっている 5 法人が円滑に移行申請するよう事前相談や申請内容等の協議に取り組むとともに、公益認定等審議会への諮問や認可事務等を実施します。</p>